

# 平成 24 年度 保健福祉事務所年報

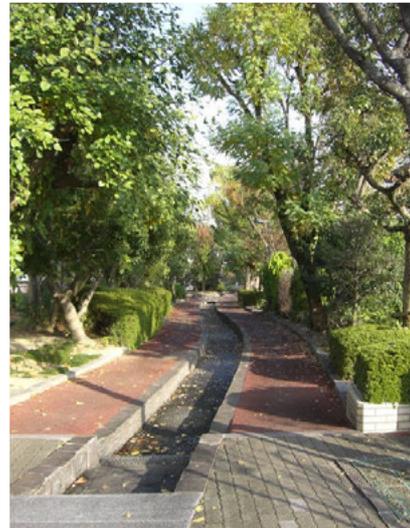
(平成 23 年度実績)



鈴鹿庁舎



保健所棟



四季の道(鈴鹿市)

三重県鈴鹿保健福祉事務所  
(鈴鹿保健所)

〒513-0809

鈴鹿市西条 5 丁目 117 番地 三重県鈴鹿庁舎内

TEL 059-382-8671 (代表) FAX 059-382-7958

<http://www.pref.mie.jp/ZHOKEN/HP/>

# 目次

I	管内概況	
	(1) 地勢及び管内略図	3
	(2) 鈴鹿保健福祉事務所の位置	4
	(3) 健康診断・相談等日程(定期)	4
	(4) 鈴鹿保健福祉事務所組織及び所掌事務(平成24年度体制)	5
	(5) 人口静態	6
	(6) 人口動態	8
II	「みえ県民カビジョン」における事業実績	15
第1節	「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
<b>111</b>	<b>防災・減災対策の推進</b>	
11105	災害医療体制の整備	
	1 災害拠点病院	15
<b>113</b>	<b>食の安全・安心の確保</b>	
11301	食品の安全・安心の確保	
	1 食品衛生	16
<b>114</b>	<b>感染症の予防と体制の整備</b>	
11401	感染症予防普及啓発の推進	
	1 感染症発生動向調査事業	19
	2 1類～3類感染症の発生及び行政検査の状況	19
11403	感染症対策のための相談・検査の推進	
	1 エイズ及び特定感染症対策	20
	2 結核対策	20
<b>121</b>	<b>医師確保と医療体制の整備</b>	
12101	医療分野の人材確保	
	1 保健師配置状況	25
	2 看護学生等の保健福祉事務所実習指導	25
12102	救急・へき地等の医療の確保	
	1 地域救急医療対策事業	25
	2 救急告示病院	26
12103	医療の質の向上	
	1 医務	26
	2 医療監視状況	27
<b>123</b>	<b>こころと身体健康対策の推進</b>	
12301	健康づくり活動の推進	
	1 健康づくり総合推進事業	28
	2 健康食育推進事業	29
	3 栄養施行事務事業	30
	4 国民健康・栄養調査	31
12302	こころの健康づくりの推進	
	1 自殺対策事業	32
12303	生活習慣病・難病対策の推進	
	1 骨髄バンク事業	33
	2 臓器移植啓発事業	34

3	ハンセン病患者等支援事業	34
4	難病対策事業	34
5	難病在宅ケア事業	37
<b>134</b>	<b>薬物乱用防止等と医薬品の安全確保</b>	
13401	薬物乱用防止対策の推進	
1	不正けし等の発見、除去	39
2	薬物乱用防止対策	39
3	麻薬等関係施設等	40
13402	医薬品等の安全な製造・供給の確保	
1	薬事	41
2	献血推進	41
13403	生活衛生営業の衛生水準の確保	
1	生活衛生	42
13404	人と動物との共生環境づくり	
1	狂犬病予防	43
2	動物愛護	43
3	犬との接し方教室	44
4	動物取扱業の登録状況	44
<b>141</b>	<b>介護基盤整備などの高齢者保健福祉の充実</b>	
14101	介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上	
1	介護保険制度	45
<b>142</b>	<b>障がい者の自立と共生</b>	
14201	障がい者福祉サービスの基盤整備の推進	
1	指定障害福祉サービス事業所等設置数	46
2	障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数	46
14204	精神障がい者の保健医療の確保	
1	精神障がい者保健福祉相談指導事業	47
2	精神障がい者地域生活支援事業	47
3	通院患者リハビリテーション事業	49
4	精神保健医療対策	50
<b>143</b>	<b>支え合いの福祉社会づくり</b>	
14306	戦傷病者等の支援	
1	原子爆弾被爆者対策事業	51
第2節	「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
<b>232</b>	<b>子育て支援策の推進</b>	
23202	母子保健対策の推進	
1	健やか親子支援事業	52
2	医療給付の状況	53
3	母体保護事業	54
Ⅲ	経営品質活動の取り組み	
1	鈴鹿保健福祉事務所組織力向上委員会の開催について	55
	(参考)「みえ県民カビジョン」の政策体系一覧(16の政策と56の施策)	56
	沿革	58
	付録(関係法令の制定・改正の流れ)	59

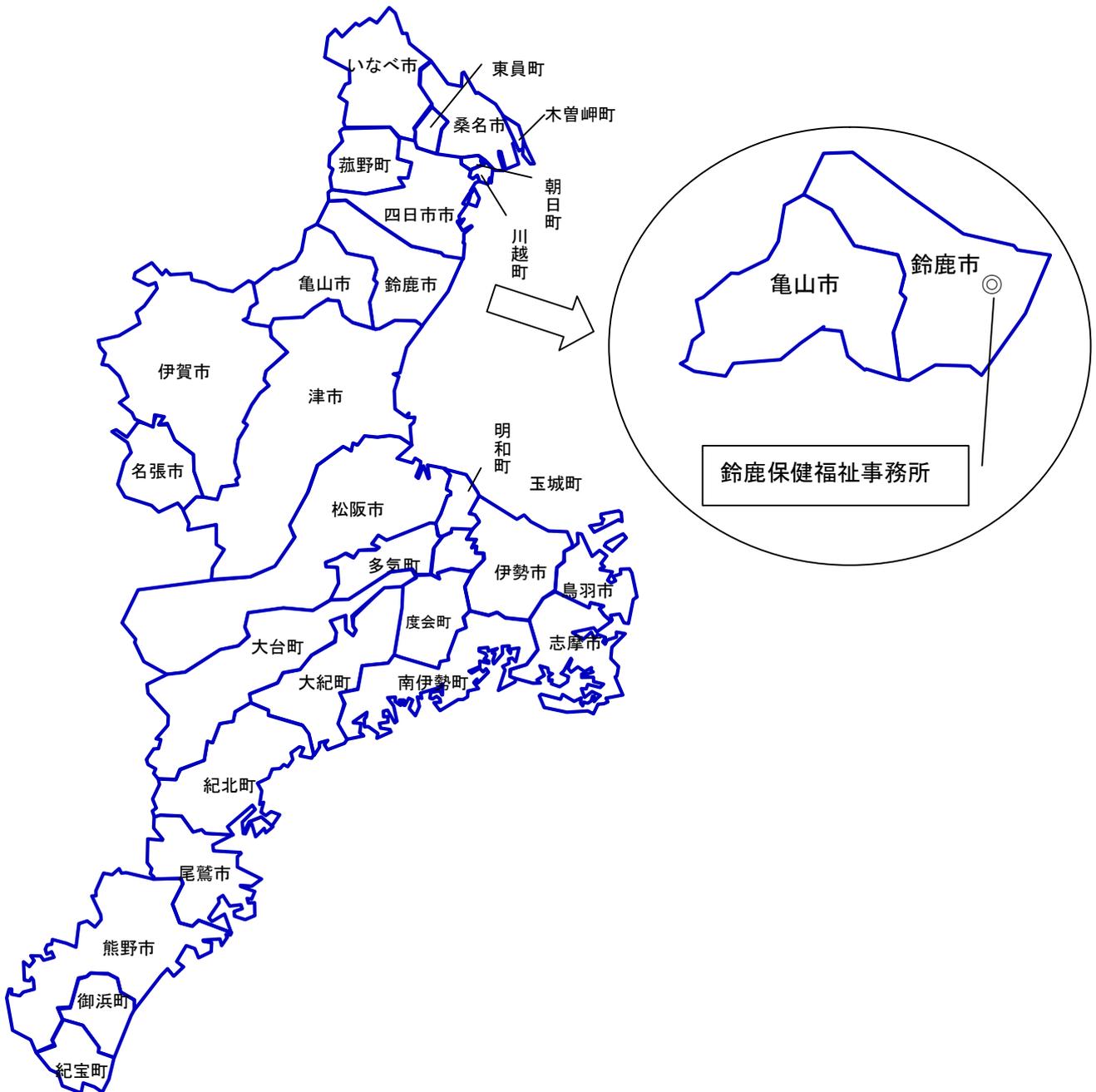
# I 管内概況

## (1) 地勢及び管内略図

当管内は、鈴鹿市・亀山市の2市で構成され、三重県の北中部（名古屋から約50km、大阪から約100km）に位置し、総面積は385.58k㎡で、県土の約7%にあたります。

西側を鈴鹿山脈、東側を伊勢湾に囲まれ、地域の中央部を流れる鈴鹿川とその支流によって自然が織りなす美しい景観と環境に恵まれ、一次産業が盛んな一方、大規模製造工場も立地し、いわゆる一次産業から三次産業までバランスの良い産業構造をなしています。

平成17年1月11日、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町が合併し、(新)亀山市となりました。

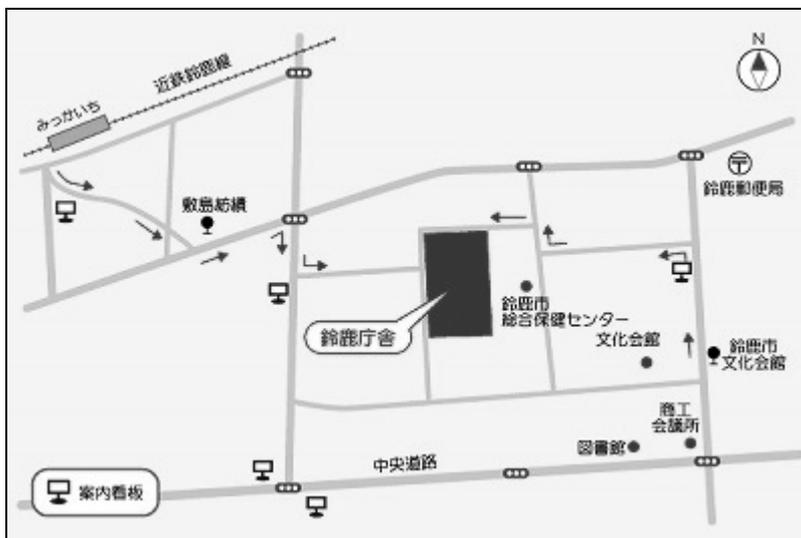


## (2) 鈴鹿保健福祉事務所の位置

### ア 位置図



### イ 詳細位置図



### ウ 交通

- 近鉄：鈴鹿線「三日市駅」より 徒歩約 15 分
- 自動車：◇伊勢自動車道「鈴鹿 I C」から 約 30 分
- ◇国道 23 号線より 約 5 分

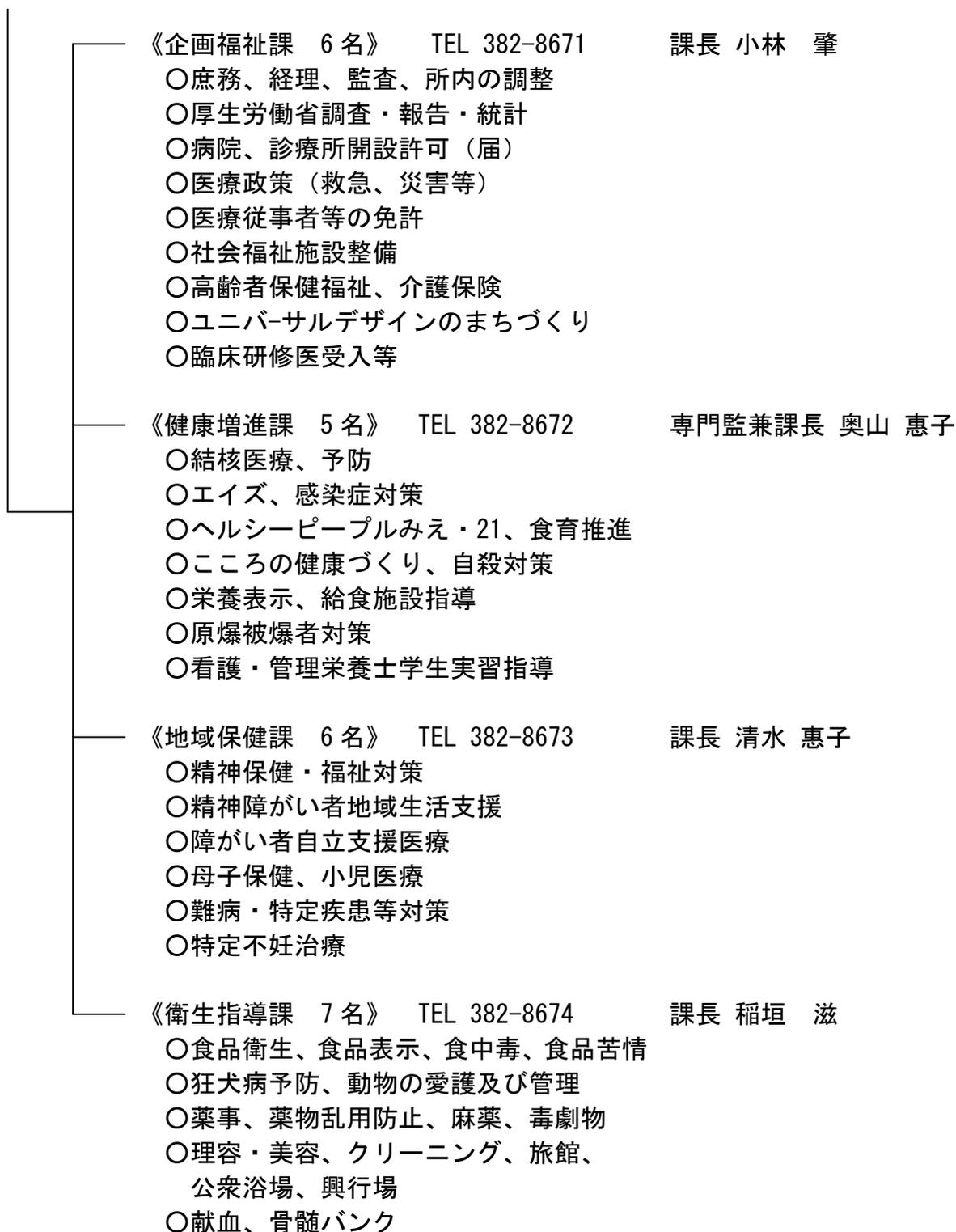
## (3) 健康診断・相談等日程（定期）

	項目	受付時間	備考
火曜日	特定感染症（エイズ含む）相談・検査	13：00～15：00	毎週火曜
水曜日	感染症健康診断（結核）	14：30～15：30	第 2・4 水曜
	骨髄バンク登録受付	10：00～14：00	第 2 水曜（予約制）
木曜日	こころの健康相談	13：30～15：30	奇数月原則第 1 木曜 （予約制）

#### (4) 鈴鹿保健福祉事務所組織及び所掌事務（平成24年度体制）

所長 坂井 温子 TEL 059-382-8671

保健衛生室室長 小市 慎治 TEL 059-382-8671



職種別職員数 一般事務 7名、医師 1名、獣医師 2名、薬剤師 5名  
保健師 7名、診療放射線技師 2名、管理栄養士 2名 計 26名

## (5) 人口静態

### ア 面積・世帯数・人口

	平成 22 年国勢調査		平成 23 年 10 月 1 日現在総人口				世帯数の 伸び率 (%)	人口の 伸び率 (%)
	世帯数	総人口	面積 (k m <sup>2</sup> )	世帯数	総人口	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )		
計	95,081	250,316	385.58	95,294	249,302	646.6	100.2	99.6
鈴鹿市	75,868	199,293	194.67	76,291	198,808	1,021.3	100.6	99.8
亀山市	19,213	51,023	190.91	19,003	50,494	264.5	98.9	99.0

資料：三重県政策部統計室

### イ 人口の推移

	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
計	219,150	225,928	232,757	242,367	250,316
鈴鹿市	174,105	179,800	186,151	193,114	199,293
亀山市	45,045	46,128	46,606	49,253	51,023

資料：三重県政策部統計室（10月1日現在）

\* 亀山市の平成 12 年までの人口は、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町の人口を合算しています。

### ウ 人口構成

当管内の人口は、平成 23 年 10 月 1 日現在 249,302 人であり、県の総人口（1,848,107 人）に占める割合は約 13.5%です。

管内の 65 歳以上の老年人口は、平成 23 年 10 月 1 日現在 50,113 人で、管内人口に占める比率は、20.1%となり、三重県の老年人口の比率の 24.3%を下回っています。

	総人口	年齢区分別人口			
		年少人口 (0~14 歳)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	年齢不詳
管内	249,302	37,569	158,762	50,113	2,858
鈴鹿市	198,808	30,216	126,973	39,116	2,503
亀山市	50,494	7,353	31,789	10,997	355
三重県	1,848,107	250,891	1,136,536	448,508	12,172

	20 歳未満人口				
	0~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	15~19 歳	計
管内	12,021	12,391	13,157	12,503	50,072
鈴鹿市	9,470	9,941	10,805	10,255	40,471
亀山市	2,551	2,450	2,352	2,248	9,601
三重県	78,040	82,966	89,885	90,753	341,644

資料：三重県政策部統計室（平成 23 年 10 月 1 日現在）

\* 年齢不詳を除いて算出

	年齢区分別割合		
	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
管内	15.1	63.7	20.1
鈴鹿市	15.2	63.9	19.7
亀山市	14.6	63.0	21.8
三重県	13.6	61.5	24.3

資料：三重県政策部統計室（平成23年10月1日現在）

	年齢構成指数			
	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数
管内	23.7	31.6	55.2	133.4
鈴鹿市	23.8	30.8	54.6	129.5
亀山市	23.1	34.6	57.7	149.6
三重県	22.1	39.5	61.5	178.8

年少人口指数＝年少人口 ÷ 生産年齢人口 × 100

老年人口指数＝老年人口 ÷ 生産年齢人口 × 100

従属人口指数＝年少人口＋老年人口 ÷ 生産年齢人口 × 100

老年化指数＝老年人口 ÷ 年少人口 × 100

## (6) 人口動態

### ア 人口動態総覧

平成 22 年の管内における人口動態（確定数）の概況は表 1 のとおりです。

#### (ア) 出生

管内の出生数は 2,228 人で前年より 153 人減少し、出生率は 8.9 でした。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

#### (イ) 死亡

管内の死亡数は 2,055 人で前年より 72 人増加し、死亡率は 8.2 でした。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

#### (ウ) 乳児死亡

乳児の生存は母体の健康状態や養育条件等の影響を強く受けることから、地域の衛生状態、生活水準を反映する指標です。管内の乳児死亡数は 4 人で、前年と比べて 2 人増加し、そのうち、新生児死亡数が 2 人であり、前年と同数です。

#### (エ) 死産

管内の死産数は 40 人で、前年より 5 人減少しました。

自然死産数は 20 人で自然死産率は 8.8 であり、人工死産数も同じ 20 人で人工死産率は 8.8 です。

#### (オ) 周産期死亡

母体の健康状態に強く影響される指標です。周産期死亡数は 8 人で前年と比べて 2 人減少し、周産期死亡率は 3.6 です。

#### (カ) 婚姻と離婚

婚姻件数は 1,491 組で前年と比べて 26 組増加しました。婚姻率は 6.0 で、三重県の値と比較すると、0.9 ポイント高くなっています。

離婚件数は 526 件で前年と比べて 2 件増加しました。離婚率は 2.1 で三重県の値と比較すると、0.2 ポイント高くなっています。

以上の統計から、出生数から死亡数を差し引いた管内の自然増加数は 173 人、自然増加率は 0.8 と、三重県全体では人口が -3,429 人、増加率 -1.8 と、減少する中で、人口増加地域となっています。

### イ 死亡の動向

主な死因別の死亡状況を表 2（1～3）に、悪性新生物部位別死亡状況を表 3（1～2）に示しました。分母に用いた人口は、三重県データバンクシステム算出による平成 22 年 10 月 1 日現在推計人口（外国籍人口含む）によります。

平成 22 年の鈴鹿亀山地域の死因順位は、第 1 位が悪性新生物 574 人（全死因の 27.9%）、第 2 位が心疾患 274 人（全死因の 13.3%）、第 3 位が肺炎 250 人（全死因の 12.2%）となり、これら 3 大死因が全死因に占める割合は、53.4%と過半数を占めています。

表1 人口動態統計概況（実数、率）市別

（平成22年確定数）

	全国 三重県 管内市	人口 (10月1日 現在)	出生			低体重児 (再掲)			死亡			乳児死亡 (再掲)			新生 児死 亡 (再 掲)	自然 増加 数	死産			周産期死亡			婚姻	離婚	合計 特殊 出生 率
			総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			総数	自然	人工	総数	妊娠 満22 週以 後の 死産	早期 新生 児死 亡			
実数	全国	126,371,000	1,071,306	550,743	520,563	103,049	46,996	56,053	1,197,066	633,724	563,342	2,450	1,355	1,095	1,167	△ 125,760	26,571	12,251	14,320	4,518	3,640	878	700,213	251,383	
	三重県	1,854,724	15,262	7,865	7,397	1,401	645	756	18,691	9,674	9,017	37	25	12	28	△ 3,429	335	182	153	67	57	10	9,396	3,461	
	管内	250,316	2,228	1,155	1,073	174	80	94	2,055	1,121	934	4	3	1	2	173	40	20	20	8	7	1	1,491	526	
	鈴鹿市	199,293	1,828	950	878	147	70	77	1,585	872	713	3	2	1	2	243	32	14	18	4	3	1	1,220	447	
	亀山市	51,023	400	205	195	27	10	17	470	249	221	1	1	0	0	△ 70	8	6	2	4	4	0	271	79	
率	全国		8.5	8.9	8.0	96.2	85.3	107.7	9.5	10.3	8.7	2.3	2.5	2.1	1.1	△ 1.0	24.2	11.2	13.0	4.2	3.4	0.8	5.5	2.0	1.4
	三重県		8.2	8.7	7.8	91.8	82.0	102.2	10.1	10.7	9.5	2.4	3.2	1.6	1.8	△ 1.8	21.5	11.7	9.8	4.4	3.7	0.7	5.1	1.9	1.5
	管内		8.9	9.2	8.6	78.1	69.3	87.6	8.2	8.9	7.5	1.8	2.6	0.9	0.9	0.7	17.6	8.8	8.8	3.6	3.1	0.4	6.0	2.1	1.5
	鈴鹿市		9.2	9.5	8.8	80.4	73.7	87.7	8.0	8.7	7.2	1.6	2.1	1.1	1.1	1.2	17.2	7.5	9.7	2.2	1.6	0.5	6.1	2.2	1.5
	亀山市		7.8	7.9	7.8	67.5	48.8	87.2	9.2	9.6	8.8	2.5	4.9	0.0	0.0	△ 1.4	19.6	14.7	4.9	9.9	9.9	0.0	5.3	1.5	1.2
率の算出方法		人口千対	男子人口千対	女子人口千対	出生千対	男子出生千対	女子出生千対	人口千対	男子人口千対	女子人口千対	出生千対	男子出生千対	女子出生千対	出生千対	人口千対	出産(出生+死産)千対			出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対			人口千対			

※1 △は減を示す。低体重児は出生体重2,500g未満のもの。乳児死亡は生後1年未満の死亡。

※2 新生児死亡は生後4週未満の死亡。早期新生児死亡は生後1週未満の死亡。

※3 死産は妊娠12週以後の死産の出産。後期死産は妊娠22週以後の死産。自然増加は出生数-死亡数。

※4 全国以外の分母に用いた人口は、三重県データバンクシステムにより計算しているため、厚生労働省の公表値と若干異なっています。

死亡

表 2-1 主要死因別死亡数・死亡率（人口10万対）、年齢調整死亡率（人口10万対）

（平成22年確定数）

		総数			悪性新生物			心疾患 (高血圧性を除く)			肺炎			脳血管疾患		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	18,691	9,674	9,017	5,058	3,075	1,983	2,890	1,345	1,545	1,803	975	828	1,902	872	1,030
	率	[1007.8]	[521.6]	[486.2]	[272.7]	[165.8]	[106.9]	[155.8]	[72.5]	[83.3]	[97.2]	[52.6]	[44.6]	[102.5]	[47.0]	[55.5]
	年齢調整死亡率	392.15	538.08	276.38	122.32	172.44	84.13	55.64	74.13	39.72	29.01	46.13	18.00	35.81	45.85	27.57
管内	死亡数	2,055	1,121	934	574	354	220	274	144	130	250	156	94	214	95	119
	率	[821.0]	[447.8]	[373.1]	[229.3]	[141.4]	[87.9]	[109.5]	[57.5]	[51.9]	[99.9]	[62.3]	[37.6]	[85.5]	[38.0]	[47.5]
	年齢調整死亡率	395.47	545.04	275.25	125.38	173.05	89.07	49.20	68.17	33.90	38.97	67.96	19.26	37.15	45.14	29.06
鈴鹿市	死亡数	1,585	872	713	447	281	166	213	109	104	193	122	71	170	75	95
	率	[795.3]	[437.5]	[357.8]	[224.3]	[141.0]	[83.3]	[106.9]	[54.7]	[52.2]	[96.8]	[61.2]	[35.6]	[85.3]	[37.6]	[47.7]
	年齢調整死亡率	397.07	549.42	274.73	124.09	175.58	85.69	51.10	67.99	35.84	39.76	69.86	19.11	38.03	46.37	29.23
亀山市	死亡数	470	249	221	127	73	54	61	35	26	57	34	23	44	20	24
	率	[921.2]	[488.0]	[433.1]	[248.9]	[143.1]	[105.8]	[119.6]	[68.6]	[51.0]	[111.7]	[66.6]	[45.1]	[86.2]	[39.2]	[47.0]
	年齢調整死亡率	393.62	531.83	281.57	133.52	168.19	104.95	42.02	65.49	28.41	36.69	62.05	19.78	35.15	40.82	30.53

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{[\text{観察集団の各年齢階級の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢階級の人口}] \text{の各年齢階級の総和}}{\text{基準となる人口集団の総和 (昭和60年モデル人口)}} \times 100,000$$

表 2-2

(平成22年確定数)

		老衰			不慮の事故			自殺			大動脈瘤及び解離			腎不全		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	1136	277	859	779	441	338	351	254	97	283	167	116	369	185	184
	率	[61.2]	[14.9]	[46.3]	[42.0]	[23.8]	[18.2]	[18.9]	[13.7]	[5.2]	[15.3]	[9.0]	#DIV/0!	[19.9]	[10.0]	[9.9]
	年齢調整死亡率	13.96	11.69	14.24	20.41	29.28	12.56	16.36	24.34	8.67	5.99	8.96	3.72	6.30	9.12	4.24
管内	死亡数	96	23	73	88	50	38	45	34	11	45	29	16	40	21	19
	率	[38.4]	[9.2]	[29.2]	[35.2]	[20.0]	[15.2]	[18.0]	[13.6]	[4.39]	[18.0]	[11.6]	[6.4]	[16.0]	[8.4]	[7.6]
	年齢調整死亡率	11.70	9.23	12.53	21.25	28.82	14.30	15.48	23.72	6.93	8.99	14.32	4.36	6.54	9.93	3.69
鈴鹿市	死亡数	69	17	52	66	36	30	34	27	7	39	24	15	31	19	12
	率	[34.6]	[8.5]	[26.1]	[33.1]	[18.1]	[15.1]	[17.1]	[13.5]	[3.51]	[19.6]	[12.0]	[7.5]	[15.6]	[9.5]	[6.0]
	年齢調整死亡率	11.01	9.08	11.72	20.57	26.43	15.18	14.94	23.93	5.67	9.84	15.28	5.10	6.56	11.75	2.45
亀山市	死亡数	27	6	21	22	14	8	11	7	4	6	5	1	9	2	7
	率	[52.9]	[11.8]	[41.2]	[43.1]	[27.4]	[15.7]	[21.6]	[13.7]	[7.8]	[11.8]	[9.8]	#DIV/0!	[17.6]	[3.92]	[13.7]
	年齢調整死亡率	13.97	9.91	15.02	23.81	37.12	10.65	16.73	22.20	10.35	6.24	10.95	2.29	6.55	3.94	7.76

表 2-3

(平成22年確定数)

		慢性閉塞性肺疾患			肝疾患			高血圧性疾患			糖尿病			喘息			結核		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	286	226	60	205	131	74	112	38	74	227	118	109	27	17	10	24	16	8
	率	[15.4]	[12.2]	[3.23]	[11.1]	[7.1]	[3.99]	[6.0]	[2.0]	[4.0]	[12.2]	[6.4]	[5.9]	[1.5]	[0.9]	[0.5]	[1.3]	[0.9]	[0.4]
	年齢調整死亡率	4.99	10.49	1.49	5.61	8.83	2.66	1.63	1.76	1.50	4.95	6.73	3.37	0.52	0.88	0.29	0.42	0.74	0.22
管内	死亡数	35	28	7	23	13	10	13	4	9	12	7	5	4	3	1	1	1	-
	率	[14.0]	[11.2]	[2.80]	[9.2]	[5.2]	[4.0]	[5.2]	[1.6]	[3.6]	[4.8]	[2.8]	[2.0]	[1.6]	[1.2]	[0.4]	[0.4]	[0.4]	-
	年齢調整死亡率	6.03	12.03	2.30	5.24	7.28	2.77	1.54	1.60	1.49	2.09	3.24	1.34	0.78	1.39	0.38	0.16	0.39	-
鈴鹿市	死亡数	27	20	7	16	10	6	12	4	8	9	4	5	3	2	1	1	1	-
	率	[13.5]	[10.0]	[3.51]	[8.0]	[5.0]	[3.0]	[6.0]	[2.0]	[4.0]	[4.5]	[2.0]	[2.5]	[1.5]	[1.0]	[0.5]	[0.5]	[0.5]	-
	年齢調整死亡率	6.23	11.26	2.97	4.78	6.85	2.51	1.91	2.14	1.79	1.99	2.39	1.79	0.70	1.13	0.51	0.22	0.53	-
亀山市	死亡数	8	8	-	7	3	4	1	-	1	3	3	-	1	1	-	-	-	-
	率	[15.7]	[15.7]	-	[13.7]	[5.9]	[7.8]	[2.0]	-	[2.0]	[5.9]	[5.9]	-	[2.0]	[2.0]	-	-	-	-
	年齢調整死亡率	5.39	14.80	-	7.11	9.40	3.29	0.44	-	0.60	2.55	6.28	-	1.19	2.48	-	-	-	-

表3-1 主要部位別 悪性新生物死亡数・死亡率（人口10万対）、年齢調整死亡率（人口10万対）

（平成22年確定数）

		悪性新生物 総数			内訳														
					食道			胃			結腸			直腸S状結腸移行部及び直腸			肝及び肝内胆管		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	5,058	3,075	1,983	130	110	20	734	469	265	390	209	181	205	136	69	430	289	141
	率	[272.7]	[165.8]	[106.9]	[7.0]	[5.9]	[1.1]	[39.6]	[25.3]	[14.3]	[21.0]	[11.3]	[9.8]	[11.1]	[7.3]	[3.7]	[23.2]	[15.6]	[7.6]
	年齢調整死亡率	122.32	172.44	84.13	3.58	6.46	1.19	16.77	25.66	9.88	8.88	11.61	6.81	5.60	8.48	3.17	10.49	16.80	5.21
管内	死亡数	574	354	220	12	11	1	86	54	32	56	36	20	26	21	5	37	26	11
	率	[229.3]	[141.4]	[87.9]	[4.79]	[4.39]	[0.399]	[34.4]	[21.6]	[12.8]	[22.4]	[14.4]	[8.0]	[10.4]	[8.4]	[2.00]	[14.8]	[10.4]	[4.4]
	年齢調整死亡率	125.38	173.05	89.07	2.81	5.40	0.51	16.42	24.85	10.60	11.20	17.03	6.67	6.64	11.66	1.85	8.05	13.54	3.15
鈴鹿市	死亡数	447	281	166	8	7	1	68	44	24	45	28	17	16	15	1	28	19	9
	率	[224.3]	[141.0]	[83.3]	[4.01]	[3.51]	[0.50]	[34.1]	[22.1]	[12.0]	[22.6]	[14.0]	[8.5]	[8.0]	[7.5]	[0.50]	[14.0]	[9.5]	[4.5]
	年齢調整死亡率	124.09	175.58	85.69	2.32	4.32	0.62	16.99	25.98	11.21	12.12	17.39	7.87	4.94	10.04	0.36	7.33	12.17	3.42
亀山市	死亡数	127	73	54	4	4	-	18	10	8	11	8	3	10	6	4	9	7	2
	率	[2.5]	[143.1]	[105.8]	[7.8]	[7.8]	-	[35.3]	[19.6]	[15.7]	[21.6]	[15.7]	[5.9]	[19.6]	[11.8]	[7.8]	[17.6]	[13.7]	[3.9]
	年齢調整死亡率	133.52	168.19	104.95	4.62	9.56	-	14.08	21.07	8.12	7.95	15.24	2.78	13.42	18.47	7.27	11.63	20.12	2.18

表3-2

(平成22年確定数)

		内訳																	
		胆のう及びその他の胆道			膵			気管、気管及び肺			乳房			子宮			白血病		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	252	120	132	422	226	196	1099	836	263	172	1	171	81	-	81	108	64	44
	率	[13.6]	[6.5]	[7.1]	[22.8]	[12.2]	[10.6]	[59.3]	[45.1]	[14.2]	[9.3]	[0.1]	[9.2]	[4.4]	-	[4.4]	[5.8]	[3.5]	[2.4]
	年齢調整死亡率	5.16	6.09	4.56	10.26	13.14	7.91	25.59	45.73	9.68	5.39	0.06	10.16	2.61	-	4.97	3.27	4.47	2.10
管内	死亡数	28	19	9	48	25	23	122	97	25	21	-	21	11	-	11	12	8	4
	率	[11.2]	[7.6]	[3.60]	[19.2]	[10.0]	[9.2]	[48.7]	[38.8]	[0.1]	[0.1]	-	[0.1]	[0.04]	-	[0.04]	[0.05]	[0.03]	[0.02]
	年齢調整死亡率	5.64	8.76	3.29	11.29	13.23	9.67	25.97	46.93	8.30	5.51	-	10.79	3.34	-	6.64	2.74	3.91	1.59
鈴鹿市	死亡数	25	16	9	38	21	17	96	78	18	12	-	12	7	-	7	7	4	3
	率	[0.1]	[0.1]	[0.0]	[19.1]	[10.5]	[8.5]	[48.2]	[39.1]	[9.0]	[6.0]	-	[6.0]	[3.5]	-	[3.5]	[3.5]	[2.0]	[1.5]
	年齢調整死亡率	6.62	9.61	4.29	11.50	14.34	9.16	26.17	48.58	7.40	3.96	-	7.65	2.61	-	5.16	2.03	2.42	1.67
亀山市	死亡数	3	3	-	10	4	6	26	19	7	9	-	9	4	-	4	5	4	1
	率	[5.9]	[5.9]	-	[19.6]	[7.8]	[11.8]	[51.0]	[37.2]	[13.7]	[17.6]	-	[17.6]	[7.8]	-	[7.8]	[9.8]	[7.8]	[2.0]
	年齢調整死亡率	1.97	5.30	-	10.86	9.60	12.41	25.09	41.13	10.69	11.50	-	23.57	6.57	-	13.61	5.60	9.80	1.04

## Ⅱ 「みえ県民カビジョン」における事業実績

鈴鹿保健福祉事務所の各課における事業実績を「みえ県民カビジョン」(※)の施策、基本事業順に記載しています。

なお、鈴鹿保健福祉事務所の事業に直接関係しない部分は省略しています。

(※)「みえ県民カビジョン」の政策体系一覧は56～57頁に掲載。

### 第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

#### 111 防災・減災対策の推進

##### 11105 災害医療体制の整備 (担当課：企画福祉課)

主な取組内容

1. 災害拠点病院との連携をはかります。

#### 1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入機能及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院をいいます。

##### (1) 地域災害拠点病院

名称	住所
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地の 53

## 113 食の安全・安心の確保

### 11301 食品の安全・安心の確保（担当課：衛生指導課）

#### 主な取組内容

1. 食品の製造、流通および販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度や広域流通性等の視点で危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視、指導、検査を実施します。

#### 1 食品衛生

食品による危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づく許可営業施設等に対する監視指導の実施と流通食品等の収去検査を行います。

また、食品取扱い者及び消費者に対して衛生講習を行うなど、食品衛生思想の普及啓発を行い、食品衛生指導員による自主活動を推進し、食中毒の予防に努めます。

#### (1) 食品関係営業施設数

##### ア 食品衛生法第 52 条による許可施設【自動車、臨時、露天は除く】

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

業 種	計	鈴鹿市	亀山市
飲食店営業	2,200	1,779	421
菓子製造業	251	188	63
乳処理業	1	1	0
乳製品製造業	0	0	0
魚介類販売業	239	181	58
魚介類せり売営業	3	2	1
魚肉ねり製品製造業	2	2	0
食品の冷凍又は冷蔵業	8	7	1
缶詰又は瓶詰食品製造業	2	0	2
喫茶店営業（内数：自動販売機）	790(770)	576(558)	214(212)
あん類製造業	1	0	1
アイスクリーム類製造業	66	50	16
乳類販売業	389	293	96
食肉処理業	9	7	2
食肉販売業	255	191	64
食肉製品製造業	3	3	0
みそ製造業	3	3	0
しょうゆ製造業	2	2	0
ソース類製造業	2	2	0
酒類製造業	2	1	1
豆腐製造業	9	8	1
めん類製造業	6	4	2
そうざい製造業	23	14	9
添加物製造業	2	2	0
清涼飲料水製造業	5	2	3
氷雪製造業	1	1	0
氷雪販売業	2	2	0
	4,276	3,321	955

イ 三重県食品衛生規則第5条による届出施設

(平成24年3月31日現在)

業種		計	鈴鹿市	亀山市
許可を要しない食品の製造業		220	160	60
許可を要しない添加物の製造業		2	2	0
給食施設	学校	42	28	14
	病院・診療所	19	15	4
	事業所	4	3	1
	その他	111	85	26
計		398	293	105

ウ 監視指導状況

ランク (監視目安)	対象施設数	監視件数
A (年2回監視)	218	680
B (年1回監視)	155	229
C (5年に1回監視)	4,447	1,218

エ 食品等の収去及び拭き取り検査結果

検査結果 収去検体		試験した収去検体数	不適検体数	不適理由 (延数)						
				細菌数等	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他*
魚介類		36	1	0	0	0	0	0	0	1
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冷凍前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (缶詰・びん詰を除く。)		8	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品 (缶詰・びん詰を除く。)		8	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳		2	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (缶詰・びん詰を除く。)		8	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・びん詰を除く。)		25	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類		20	4	0	0	0	0	0	0	4
清涼飲料水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰食品		1	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品		61	2	0	0	0	0	0	0	2

添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		2	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭き取り		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		174	7	0	0	0	0	0	0	7

\* その他は三重県衛生管理指標に不適合であったものです。

## (2) 食中毒予防

食中毒事件が発生した場合、危害の拡大防止、再発防止のために原因究明の調査・指導を行います。

### ア 食品衛生月間における啓発活動

厚生労働省は、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しており、その一環として啓発活動を行います。

実施日	実施場所	実施内容
平成23年8月2日(火)	鈴鹿ハンター	啓発資材配布、手洗い実験
平成23年8月11日(木)	亀山エコー	啓発資材配布、手洗い実験

### イ 食中毒事故発生件数(0件)

発生時期	原因食品	原因物質	喫食者数	患者数
—	—	—	—	—

### ウ 調理師及び製菓衛生師免許取得状況

	試験申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)	免許申請者数
調理師	80	73	44	60.3	42
製菓衛生師	14	14	12	85.7	13

## 114 感染症の予防と体制の整備

### 11401 感染症予防普及啓発の推進（主担当：健康増進課）

主な取組内容

1. 感染症のまん延を防止するため、三重県感染症情報センターにて感染症情報を収集・分析し、ホームページ、インターネット等により情報提供します。

#### 1 感染症発生動向調査事業

感染症に関する情報を収集し、NESID（感染症サーベイランスシステム）で感染症情報センターに報告します。感染症の発生状況を把握することで、まん延を防止します。

情報収集箇所は、インフルエンザ定点医療機関10カ所、小児科定点医療機関6カ所、眼科定点医療機関1カ所、STD定点医療機関2カ所、基幹定点医療機関1カ所です。

#### 2 1類～3類感染症の発生及び行政検査の状況

##### (1) 1類・2類感染症（結核を除く）の発生件数

発生数	0件（過去5年間の発生件数 0件）
-----	-------------------

##### (2) 3類感染症の発生状況（腸管出血性大腸菌感染症を除く）の推移

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
疾患名及び件数	腸チフス 1件	腸チフス 1件 赤痢 1件	赤痢 4件	0件	0件

##### (3) 腸管出血性大腸菌感染症の推移

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
患者	5	4	7	12	3
健康保菌者	0	2	4	8	4

##### (4) 検疫所からの検疫通報及び調査件数

通報件数	調査件数
0	0

##### (5) 細菌培養検査実施件数（行政検査分）

計	赤痢	コレラ	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌
25	0	0	0	0	25

### 11403 感染症対策のための相談・検査の推進（主担当：健康増進課）

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症の発生を予防するとともに、患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。
2. エイズをはじめとする性感染症や特定感染症のまん延防止をはかるため、知識の普及、啓発をはかるとともに、検査、医療等の相談など総合的に事業を展開します。
3. 結核患者の早期発見・早期治療のため、結核定期健康診断を実施し、結核のまん延を防ぎます。また、結核患者の治療に対して公費負担を行います。

## 1 エイズ及び特定感染症対策

エイズに対する正しい知識の普及啓発をはかるとともに、相談及び抗体検査を実施します。また、希望者には、抗体検査時に特定感染症の検査も実施します。

### (1) 相談、検査状況

	計	男	女
エイズ相談件数	157(100.0%)	107(68.2%)	50(31.8%)
エイズ検査件数	128(100.0%)	87(68.0%)	41(32.0%)

### (2) 相談・検査件数の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談数	282	234	169	197	157
検査数	221	234	169	182	128

### (3) 特定感染症（梅毒、肝炎）検査

	計	男	女
梅毒検査件数	125	82	43
B型肝炎	131	83	48
C型肝炎	133	84	49

### (4) HIV・性感染症予防研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者
平成 23 年 4 月 20 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	講義「子宮頸ガン予防接種について」 講師 白子クリニック 菅谷亜弓氏	養護教諭・保健師等 12 名
平成 23 年 7 月 27 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	研修会「学校における生教育の実際を学ぶ」 講師 京都大学大学院医学研究科 准教授 木原雅子氏	養護教諭・保健師等 63 名
平成 23 年 11 月 16 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	講義「思春期の恋愛の発達」 講師 鈴鹿短期大学 大野素子氏	養護教諭・保健師等 7 名
平成 24 年 1 月 25 日(水) 三重県鈴鹿庁舎	講義「児童養護施設での性教育の実践をとおして」 講師 北勢児童相談所 稲垣美登利氏	養護教諭・保健師等 23 名
※HIV・性感染症予防ワーキング(ハートライフの会)と共催		

## 2 結核対策

平成 19 年 4 月、結核予防法は感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に統合され、結核は 2 類感染症に位置づけられました。結核患者に対する適正な医療を普及し、確実な治療への支援を行い、地域の実情に応じた結核対策を行うため、関係機関との協働を推進しました。また、結核患者の人権に配慮しつつ、感染拡大の防止、患者の早期発見を目的に、患者・家族・接触者健診を実施し、患者管理の徹底に努めています。

## (1) 結核統計

### ア 新登録患者数

( ) は、感染性肺結核の再掲

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
計	32 (17)	37 (23)	29 (15)	35 (14)	30 (11)
鈴鹿市	22 (13)	29 (18)	23 (12)	24 (11)	20 (8)
亀山市	10 ( 4)	8 ( 5)	6 ( 3)	11 ( 3)	10 (3)

### イ 新登録患者数 (活動性分類・年齢別)

病型別 年齢区分	計	肺結核活動性			肺外結核	(別掲) 潜在性結 核感染症
		喀痰塗沫陽性	その他 結核菌陽性	菌陰性・ その他	活動性	
計	30	11	9	6	4	6
0~4	0	0	0	0	0	0
5~9	1	0	0	1	0	0
10~14	0	0	0	0	0	0
15~19	0	0	0	0	0	0
20~29	2	0	0	1	1	1
30~39	2	1	0	1	0	2
40~49	2	0	1	1	0	1
50~59	0	0	0	0	0	1
60~69	6	1	1	2	2	1
70~	17	9	7	0	1	0

### ウ 登録患者及び登録除外者の状況

平成 22 年末現在 登録数	年内登録			年内登録除外	平成 23 年末現在 登録数
	新規	転入	計		
76	30	2	32	43	65

## (2) 健康診断の実施状況

結核患者家族及び接触者健診、管理検診を実施し、結核患者の早期発見、感染拡大防止に努めています。定期的に月 2 回実施する他、必要に応じて随時実施しています。

区分	検診実人員	ツベルクリン反応	直接撮影	QFT 検査	要医療	要観察
患者家族検診	116	4	59	53	3	0
接触者検診(家族以外)	162	1	55	106	0	0
管理検診	30	0	30	0	0	0

(平成 23 年度)

## (3) 結核医療事業

感染症法により、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者を結核病床の有する病院へ入院することを勧告することができます。

これにより生じた治療に要する入院医療費は同法第 37 条で、また通院医療費は同法第 37 条の 2 により公費負担します。治療の内容に関しては、随時、感染症診査協議会で診査し、医療の適正化をはかります。

## ア 感染症診査協議会

開催状況	開催回数	診査件数（延べ）
感染症診査協議会（臨時）	年 12 回	12
感染症診査協議会（定例）	年 24 回	100

## イ 結核医療費の状況

(7) 感染症法第 37 条の 2 の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況（平成 23 年中）

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他	介護保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
申請	52	10	3	19	0	0	20	0	0	0
合格	51	10	2	19	0	0	20	0	0	0
承認	51	10	2	19	0	0	20	0	0	0

(4) 感染症法第 37 条の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他	介護保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
22 年末現在	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0
23 年中承認数	13	0	0	3	0	0	10	0	0	0
23 年中解除数	13	0	0	3	0	0	10	0	0	0
23 年末現在	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0

## ウ 病状別受療状況

（平成 23 年 12 月 31 日現在）

区分	計	肺 結 核 活 動 性				肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明
		喀痰塗抹陽性	その他結核菌陽性	菌陰性・その他	計			
計	65	6	5	4	15	3	46	1
入院	3	3	0	0	4	0	0	0
うち、法 37 条適用者	2	2	0	0	4	0	0	0
在宅医療	15	3	5	4	10	3	0	0
医療なし	47	0	0	0	0	0	46	1
治療状況不明	0	0	0	0	0	0	0	0

## (4) 結核患者・家族指導

### ア 指導状況

結核患者と家族、接触者に対する、療養や服薬、健診についての指導を行います。

	訪問指導		来所面接	電話相談
	訪問 DOTS			
延件数	196	122	116	374

## (5) 結核対策特別推進事業

### ア 目的

「患者の確実な治癒」を目指して、地域の関係者が連携し、患者の規則的な服薬が継続できるよう、地域での柔軟な患者支援を展開しています。

### イ 事業内容

#### (1) 院内 DOTS と地域 DOTS の連携と協力

- ・ DOTS カンファレンスに参加

開催場所	参加回数	対象者数
四日市社会保険病院	12 回／年	10 名
三重中央医療センター	3 回／年	3 名

#### (2) 地域 DOTS の実施

地域 DOTS 対象者	地域 DOTS 実施件数			延べ件数	訪問面接	来所面接	電話確認
	タイプ A	タイプ B	タイプ C				
実人数	0 名	0 名	47 名	30 名	24 名	13 名	

- ・ 地域 DOTS 対象者内訳、実施数（率）

地域 DOTS 対象者内訳	塗沫陽性	塗沫陽性以外	全て
平成 22 年登録者(治療中)	8 名	12 名	20 名
平成 23 年登録者	3 名	21 名	24 名
平成 23 年転入者(治療中)	1 名	2 名	3 名
地域 DOTS 対象者(計)	12 名	35 名	47 名
DOTS 実施数／率	11 名／91.6%	—	39 名／82.9%

#### (3) 薬局 DOTS の推進

##### ア) 薬局 DOTS 実施状況

- ・ 平成 21 年度より薬局 DOTS を導入、薬局 DOTS 対象者数の拡大を目指した。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
協力薬局数	1 薬局	1 薬局	1 薬局
薬局 DOTS 対象者数	1 名	2 名	5 名

##### イ) 薬局 DOTS の体制づくり

- ・ 薬局 DOTS の体制づくりに向けて関係機関と調整を行った。

開催日・場所	内容
平成 23 年 8 月 4 日(木) 鈴鹿みなみ薬局	薬局 D O T S について打合せ
平成 23 年 11 月 15 日(火) 鈴鹿中央総合病院	院内薬局と保健所との連携について打合せ
平成 23 年 10 月～12 月	薬局 D O T S 確認票の作成（別紙） 鈴鹿みなみ薬局と調整し作成

##### ウ) 地域 DOTS 支援者の拡大

- ・ 患者の服薬支援者を確認し、地域 DOTS の協力が得られるよう調整を行った。

	平成 23 年度
福祉施設職員による DOTS 対象者数	1 名

- 福祉施設での地域 DOTS の協力が得られる様、福祉施設長や福祉施設職員を対象に、結核や DOTS に関する研修会を実施した。

開催日・場所	内容	対象者
平成 24 年 1 月 20 日 (金) 三重県鈴鹿庁舎	講義「結核～DOTS について」 講師：保健所保健師	高齢者施設職員 16 名

(4) コホート検討会の実施

開催日・場所	内容
平成 24 年 3 月 14 日 (水) 三重県鈴鹿庁舎	報告「治療経過・まとめ報告」「コホート検討会」 鈴鹿保健所感染症診査協議会にて実施
平成 24 年 3 月 22 日 (木) 鈴鹿みなみ薬局	報告「薬局 DOTS 対象者のコホート検討会」 鈴鹿みなみ薬局にて実施

- 平成 23 年新登録患者 (30 名) のコホート法による治療成績 (潜在性除く)

治療成績	完了	死亡	失敗	脱落	12 ヶ月超	転出	観察不能
成績別人数	7 名	4 名	0 名	4 名	0 名	1 名	14 名
成績率	23.3%	13.3%	0%	10.8%	0%	3.3%	46.6%

- 平成 23 年新登録潜在性結核感染症患者 (6 名) のコホート法による治療成績

治療成績	完了	死亡	失敗	脱落	12 ヶ月超	転出	観察不能
成績別人数	4 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	2 名
成績率	66.6%	0%	0%	0%	0%	0%	33.3%

(5) その他

- 平成 23 年度東海北陸ブロック結核予防技術者地区別講習会にて薬局 DOTS の試みを発表した。

開催日・場所	内容
平成 23 年 8 月 26 日 (金) 三重県庁講堂	演題「薬局 DOTS の試み」 演者：鈴鹿保健所保健師

- 平成 23 年度結核行政担当者等短期コースにて薬局 DOTS の試みを発表した。

開催日・場所	内容
平成 23 年 10 月 13 日 (木) 結核研究所	演題「薬局 DOTS の試み」 演者：鈴鹿保健所保健師

- 結核研究所機関誌「複十字」に薬局 DOTS の取組みを寄稿した。

機関誌名・発行元	内容
複十字 No. 342 公益財団法人結核予防会	タイトル「鈴鹿保健所における薬局 DOTS の取組について」 寄稿者：鈴鹿保健所保健師

## 121 医師確保と医療体制の整備

### 12101 医療分野の人材確保（担当課：企画福祉課、健康増進課、地域保健課）

#### 主な取組内容

1. 保健師は、管内市、産業保健師等関係者と連携をとりながら、地域住民の心身の健康保持、増進、健康の回復、疾病予防を目的とし、家庭訪問、健康相談、集団検診、健康教育等を実施します。
2. 看護業務・医療業務・栄養業務等に従事しようとする学生に対して保健福祉事務所実習指導を実施します。

#### 1 保健師配置状況

（平成 23 年 5 月 1 日現在）

計	鈴鹿保健福祉事務所	鈴鹿市	亀山市
48	8	26	14

#### 2 看護学生等の保健福祉事務所実習指導

学校名	学生数	グループ数	実習日数
三重県立看護大学（保健師等）	3	1	9
三重大学医学部看護学科（保健師等）	4	1	8
四日市看護医療大学（保健師等）	5	1	7
鈴鹿医療科学大学（管理栄養士）	5	1	5
椋山女学園大学（管理栄養士）	2	1	5
名古屋学芸大学（管理栄養士）	2	1	5

### 12102 救急・へき地等の医療の確保（担当課：企画福祉課）

#### 主な取組内容

1. 地域住民の救急医療を確保するため、市と協働して初期、二次救急医療機関体制の整備を行います。
2. 病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対して啓発を行います。
3. 救急告示医療機関との連携をはかります。

#### 1 地域救急医療対策事業

鈴鹿亀山地域内の救急医療体制の充実強化及び救急業務の高度化を推進するため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制整備の推進をはかるとともにメディカルコントロール体制の実質的な調整を行い、傷病者の搬送途上の救命効果の一層の向上をはかります。

##### （1）平成 23 年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会の開催

鈴鹿亀山地域の救急医療体制の充実・強化をはかるため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制の整備とその積極的な推進をはかることを目的として開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、三重県歯科医師会鈴鹿亀山支部、鈴鹿地区薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿県民センター、鈴鹿保健福祉事務所

開催日・場所	内容
第1回 平成24年3月19日(月) 鈴鹿庁舎46会議室	(1) 報告事項 ・平成23年度の活動報告について ・平成23年度鈴鹿亀山地域メディカルコントロール協議会の活動報告について (2) 協議事項 ・災害医療対策部会の設置について ・会則の改定について

## 2 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して認定しています。

### (1) 鈴鹿地域救急告示病院

(平成24年3月31日現在)

名称	住所	電話番号
三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7	059-378-1417
高木病院	鈴鹿市高岡町 550	059-382-1385
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
川口整形外科	亀山市野村 4-4-19	0595-82-8721

## 12103 医療の質の向上 (担当課：企画福祉課)

### 主な取組内容

1. 地域医療提供体制の整備を推進するため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」の推進をはかります。
2. 医療法及び関係法令に基づき医療機関に対して立入検査等を行います。

## 1 医務

医療機関の適切な役割分担を促進します。

### (1) 施設数

(平成24年3月31日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所
計	11	185	104	5	86	27
鈴鹿市	8	147	87	4	74	24
亀山市	3	38	17	1	12	3

(休止施設は内数)

### (2) 病床数 (病院、診療所)

(平成24年3月31日現在)

	病 院						一般診療所病床 (療養病床含む)
	計	精神 病床	感染症 病床	結核 病床	一般 病床	療養 病床	
管内	2,279	555	0	0	1,332	392	218
鈴鹿市	2,024	555	0	0	1,232	237	172
亀山市	255	0	0	0	100	155	46

### (3) 医療関係者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
計	375	130		50	22	1,420	603	160	57
鈴鹿市	328	106	315	39	21	1,271	504	136	45
亀山市	47	24	44	11	1	149	99	24	12

医師、歯科医師、薬剤師については、従事先の届出数（平成20年12月31日）、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、歯科衛生士については就業届出数（平成20年12月31日）

### 2 医療監視状況（桑名保健福祉事務所兼務職員により実施）

医療法等関係法令に基づき、鈴鹿保健福祉事務所管内の病院及び診療所に立ち入り、法令等に規定された人員の配置や構造設備に関する検査を行い、適正且つ良質な医療を確保するための指導助言を行いました。

		対象施設数	立入検査実施数	実施率
病院		11	11	100.0%
診療所	医科	(5)	(1)	20.0%
	歯科	188	37	19.7%
		103	24	23.3%

※ 診療所の立入検査については、5年で一巡するよう20%以上の実施率を目標にしています。

平成22年度から診療所医科の中に助産所を含みました。

全施設数は、平成23年4月1日現在。( )数は助産所再掲。

## 123 こころと身体の健康対策の推進

### 12301 健康づくり活動の推進（主担当：健康増進課）

#### 主な取組内容

1. 市、企業、学校、NPO ならびに医師会など関係団体に対し、健康づくり活動の連携体制を確立するための働きかけを積極的に行います。
2. 社会情勢に応じた地域保健活動を推進するため、地域や関係団体等の健康づくり担当者に対して研修会などを開催します。
3. 給食施設を運営する事業者や「健康づくりの店」と協働して、健康に配慮した食の提供を行えるよう、食環境の充実をはかります。
4. バランスのとれた望ましい食生活を営む力を身につけ、自分の健康に意識を持った県民をつくるため、人材育成や栄養指導を行います。

#### 1 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに各関係機関と連携し、地域住民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。

##### （1）健康づくり推進に関する連絡調整

地域保健と産業保健の関係者で、健康づくりの推進について情報共有及び推進方法を検討します。

開催日・場所	内容
平成 23 年 6 月 13 日（月） ・ 鈴鹿市保健センター ・ 亀山市総合保健福祉センター ・ 鈴鹿亀山地域産業保健センター	23 年度健康づくり事業について
平成 23 年 10 月 27 日（木） ・ 鈴鹿市保健センター ・ 亀山市総合保健福祉センター	23 年度健康づくり事業の推進について

##### （2）研修会の開催

産業保健・学校保健・地域保健の関係者による健康づくりの取組を推進し、管内の健康指標のレベルアップを図ります。

開催日・場所	内容	出席者
平成 23 年 9 月 15 日（木） 鈴鹿庁舎 4 階 47 会議室	講演「TRUECOLORS 入門講座」	36 名
平成 23 年 11 月 15 日（火） 鈴鹿庁舎 1 階 会議室	講演「健康づくり計画のすすめ方」(I) グループワーク	12 名
平成 24 年 3 月 13 日（火） 鈴鹿市保健センター	講演「健康づくり計画のすすめ方 (II)」	12 名

### (3) 啓発活動の実施

啓発活動の取り組みとして、地域で開催された各種イベントへの参加、出前健康講座、リーダー養成研修会等を開催し、健康づくりについて広くPRに努めます。

#### ア 各種イベントにおける啓発

実施日	イベント名・主催	内容
平成23年4月23日(土)	ふれあい家族スタンプラリー 連合三重鈴鹿 約500名	食生活改善、禁煙、こころの健康づくりに関する啓発等 参加者数 計 約831名
平成23年6月2日(土)、 3日(日)	愛の献血助け合い運動街頭ページェント 亀山市 82名	
平成23年10月17日(日)	あいあいまつり 亀山市 49名	
平成23年10月29日(土)	鈴鹿市みなウォーク 鈴鹿市 200名	

#### イ 出前健康講座の開催

健康づくりの基本である「栄養」「運動」「休養」「喫煙」の4分野について「ヘルシーピープルみえ・21」の数値目標の考え方や鈴鹿保健福祉事務所における取り組みを説明するため、出前健康講座を開催します。

開催日・対象者	内容	参加者数
平成23年10月26日(水) 市民ボランティアグループ	更年期障がいへの対応	18
平成23年11月1日(火) 亀山市栄養教室受講生	健康づくり計画	18

#### ウ 県民健康・栄養調査

三重県健康増進計画の終期に向けて、最終評価のための実態調査を実施します。

実施期間	対象地区	対象世帯数
平成23年11月中	鈴鹿市内 2地区	38
平成23年11月中	亀山市内 1地区	19

## 2 健康食育推進事業

県民が健康的な食生活が実践できるように、栄養バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取組を具体的に啓発し、県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

### (1) 野菜フル350推進事業

県民に不足している野菜摂取について、1日の野菜摂取量の目標量を350g(食事バランスガイドで副菜5つ)とし、野菜摂取の増加を推進します。

また、健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消を図るため、朝食においては食事バランスガイドで副菜1つを摂取することを推進します。

#### ア セミナーの開催

開催日・場所	内容	出席者
平成 23 年 9 月 7 日 (水) 鈴鹿庁舎 栄養指導室	調理実習「野菜たっぷりで食事を楽しもう」	30 名
平成 23 年 12 月 19 日 (月) 亀山市総合保健福祉センター	講義「食育～食事バランスガイドの活用(副菜 5 つ)～」	13 名

### イ モーニング・ベジの推進

開催日・場所	内容	啓発数
平成 23 年 4 月 23 日 (土) 鈴鹿サーキット	啓発「朝食に野菜を 1 品食べよう」	500
平成 23 年 6 月中 健康づくり応援の店	啓発「朝食に野菜を 1 品食べよう」	1,384

## 3 栄養施行事務事業

### (1) 給食施設指導事業

健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、給食施設の把握、給食施設における栄養管理・食育の充実に向けた指導助言を行うとともに、給食関係者の資質向上をはかるため研修会を開催します。

#### ア 巡回指導等指導延施設数

施設区分		施設数
特定給食施設数 (1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上)	① 知事指定施設	9
	② ①以外の特定給食施設	15
③ その他の給食施設数		19
計		43

※巡回のみ

#### イ 給食施設従事者研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成 23 年 6 月 23 日 (木) 鈴鹿庁舎 4 階 46 会議室	1. 講演「チームで実践！高齢者の栄養ケア・マネジメント」 2. グループワーク	33
平成 24 年 3 月 8 日 (木) 鈴鹿庁舎 栄養指導室	1. 講演「嚥下障害と嚥下食」 2. 調理実習「なめらか食」、 3. 試食と意見交換	32

### (2) 人材育成・支援事業

地域で活動する食に関係する団体、食育関係者等に対して研修や情報発信等を通して、地域リーダーの育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

#### ア 地域活動栄養士研修会の開催

開催日	内容	参加者数
平成 23 年 4 月 15 日（金）	講演「アルコールの功罪」	9

#### イ 地域活動栄養士会への活動支援

開催回数	延人員	会員数
11	96	9

#### ウ 地区組織活動支援

開催日・対象者	内容	参加者数
平成 23 年 5 月 11 日（水） 食生活改善推進員	講演「食事と飲酒～アルコールの功罪～」	65

#### （3）栄養表示等相談・指導

健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品表示、栄養表示基準並びに同法第 32 条の 2 に基づく誇大表示の禁止に関する相談や指導・助言を行います。

相談・指導件数	3
---------	---

#### （4）栄養指導事業

健康増進法第 18 条に基づき栄養相談・指導を行います。

	個別指導延人員			集団指導延人員	
	栄養指導	（再掲） 病態別	（再掲） 訪問による	栄養指導	（再掲） 病態別
妊産婦	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0
20 才未満	0	0	0	0	0
20 才以上	6	4	0	0	0

#### 4 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国が指定する地区住民の身体状況及び栄養摂取状況、生活習慣等の調査を実施します。

実施期間	対象地区	対象世帯数
平成 23 年 11 月中	鈴鹿市内 1 地区	24

#### 12302 こころの健康づくりの推進（主担当：健康増進課）

主な取組内容

1. 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。
2. 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備します。

## 1 自殺対策事業

啓発及び住民に身近な健康づくりを担う各市・市民団体の後方支援と人材育成を行います。

### (1) 啓発活動の実施

実施日	①イベント名 ②主催 ③内容	参加者または配布数
平成23年4月23日 (土)	①「ふれあいスタンプラリー」 ②鈴鹿勤労者連絡協議会・鈴鹿地区労働者福祉協議会 ③啓発グッズの配布、アルコール体質判定	500
平成23年7月2日 (土)、7月3日(日)	①「亀山市献血ページェント」 ②亀山市 ③アルコール体質判定	49
平成23年9月12日 (月)	①自殺予防週間啓発 ②鈴鹿保健福祉事務所 ③近鉄平田町駅前、鈴鹿市駅前、亀山あいあいにおいて啓発用ティッシュ配布、ホームページでの周知	1000
平成23年10月16日 (日)	①「亀山市あいあい祭り」 ②亀山市 ③アルコール体質判定	49
平成23年12月	①小中学校への啓発 ②鈴鹿保健福祉事務所 ③「こころの病気がわかる絵本」の配布	55
平成24年3月	①自殺対策強化月間啓発 ②鈴鹿保健福祉事務所 ③窓口、会議等で啓発用ティッシュ配布。ホームページでキャッチフレーズ周知、メンタルパートナー養成講座の募集	1,000
平成24年3月24日 (土)	①「いのち☆輝きのフォーラム」 ②いのちと心を守る鈴鹿市民の会 ③アルコール体質判定ブースの出展	216

### (2) 人材育成

開催日	内容	参加者数
平成23年6月11日(土)	講演「元気回復行動プラン(WRAP)」 講師 WRAPファシリテーター 対象 産業・保健・医療・福祉関係者	52
平成23年9月15日(木)	講演「人間関係講座(TRUE COLORS)」 講師 T. C. J認定ファシリテーター 対象 産業・保健・医療・福祉関係者	36
平成23年11月11日 (金)	講演「こころの財テク術教えます」 講師 桜木記念病院副院長 佐甲隆氏 対象 労働組合員	70
平成24年1月18日(水) 他	研修 ぐみの木ほいくえん「CAP 大人セミナー、子どもセミナー」	大人 42 子ども 16

	講師 CAP スペシャリスト 対象 保護者・園児・職員・支援者	
平成24年2月22日(水) 他	研修 あかつき保育園「CAP 大人セミナー、子どもセミナー」 講師 CAP スペシャリスト 対象 保護者・園児	大人 28 子ども 27

### (3) メンタルパートナー養成

実施主体	対象	回数	養成人員
鈴鹿保健福祉事務所	行政、住民、ボランティア団体、実習生	7	160
鈴鹿市	行政、住民、民生委員、市民団体	5	112
亀山市	職域団体	1	26
市民団体	学校	1	23
計		14	321

### (4) 関係機関・団体との協働および支援

関係機関・団体名	内容
鈴鹿市	講演会の協働実施
亀山市	講演会の協働実施
いのちと心を守る鈴鹿市民の会	講演会、居場所等への支援
傾聴同好会	定例会、事例へのスーパーバイズ

## 12303 生活習慣病・難病対策の推進（担当課：衛生指導課、健康増進課、地域保健課）

### 主な取組内容

1. 休日ドナー登録をはじめとする骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進をはかり、新規ドナー登録者を確保します。
2. 県民に臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行います。
3. ハンセン病患者および元患者に対する啓発を行います。
4. 難病患者およびその家族のQOL（生活の質）の向上をはかります。
5. B型・C型肝炎のウイルス除去を目的とするインターフェロン治療にかかる医療費の助成をします。

#### 1 骨髄バンク事業

白血病や再生不良性貧血など血液難病の患者にとって生への希望である骨髄バンクが円滑に実施されるよう、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、骨髄提供希望者登録（ドナー登録者）の推進をはかります。

#### (1) 骨髄提供登録受付業務

鈴鹿保健福祉事務所において毎月第2水曜日に登録受付を実施します。

登録者数	0
------	---

#### (2) 休日臨時ドナー登録受付の実施

骨髄バンクを支援するボランティア団体「勇気の会四日市支部」と協働で臨時登録窓口を開設します。

開設日	場所	登録者数
平成23年11月13日（日）	鈴鹿医療科学大学の大学祭	19

## 2 臓器移植啓発事業

臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行い、臓器提供意思表示カードの推進をはかります。

### (1) 臓器提供の普及啓発

骨髄バンクのイベントにあわせて、リーフレット「臓器提供ご家族の手記」配布等で普及啓発を行います。

### (2) 臓器提供意思表示カードの配布

鈴鹿保健福祉事務所の窓口において、臓器提供意思表示カードを配布します。



## 3 ハンセン病患者等支援事業

ハンセン病に対する正しい理解の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進をはかることを目的に、病気の予防と患者の救済に特別のご関心を寄せられた貞明皇后の御誕生日である6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを「ハンセン病を正しく理解する週間」として定められています。

## 4 難病対策事業

難病患者および原爆被爆者への医療費助成や福祉サービスを支援します。

### (1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患として指定された56疾患について、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成24年3月31日現在)

	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	25
2	多発性硬化症	45
3	重症筋無力症	36
4	全身性エリテマトーデス	93
5	スモン	2
6	再生不良性貧血	24
7	サルコイドーシス	44
8	筋萎縮性側索硬化症	18
9	強皮症、皮膚筋炎又は多発性筋炎	102
10	特発性血小板減少性紫斑病	62
11	結節性動脈周囲炎	12
12	潰瘍性大腸炎	269
13	大動脈炎症候群	15
14	ビュルガー病	8
15	天疱瘡	13

16	脊髄小脳変性症	51
17	クローン病	65
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1
19	悪性関節リウマチ	7
20	パーキンソン病	288
21	アミロイドーシス	5
22	後縦靭帯骨化症（黄色靭帯骨化症含む）	78
23	ハンチントン舞蹈病	3
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	28
25	ウェゲナー肉芽腫症	2
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	116
27	多系統萎縮症	16
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	0
29	膿疱性乾癬	4
30	広範脊柱管狭窄症	6
31	原発性胆汁性肝硬変	38
32	重症急性膵炎	3
33	特発性大腿骨頭壊死症	13
34	混合性結合組織病	16
35	原発性免疫不全症候群	1
36	特発性間質性肺炎	12
37	網膜色素変性症	39
38	クロイツフェルト・ヤコブ病	2
39	原発性肺高血圧症	3
40	神経線維腫症	6
41	亜急性硬化性全脳炎	1
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	0
43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	3
44	ライソゾーム病（ファブリー病含）	1
45	副腎白質ジストロフィー	1
46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0
47	脊髄性筋萎縮症	1
48	球脊髄性筋萎縮症	2
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	8
50	肥大型心筋症	0
51	拘束型心筋症	0
52	ミトコンドリア症	0
53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	0
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	0
55	黄色靭帯骨化症	5
56	間脳下垂体機能障害	12
計		1,605

\* 46～56は、平成21年10月1日から特定疾患治療研究事業に追加される

## (2) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれています特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

疾患名	受給者証交付件数
第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症	1
第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症	0
第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症	0
第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症	0
第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）	3
第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）	4
第Ⅹ因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症	0
第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	0
Von Willebrand（フォン・ヴィルブランド）病	2
第ⅩⅠ因子（PTA）欠乏症	0
第ⅩⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症	0
計	10

## (3) 肝炎治療特別推進事業

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療にかかる医療費（保険適応分）の自己負担分の一部を公費で助成します。

### ア 肝炎種別申請人数（新規）

(平成 23 年度)

B型慢性肝炎	C型慢性肝炎	代償性肝硬変（再掲）	非代償性肝硬変（再掲）	計
15	27	(3)	(1)	42(4)

### イ 肝炎インターフェロン治療受給者の状況（新規）

#### (7) 男女別人数

(平成 23 年度)

男性	女性	計
13	14	27

#### (イ) 年齢別人数

(平成 23 年度)

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
1	4	9	3	7	3	0	27

### ウ 肝炎核酸アナログ治療受給者の状況（新規）

#### (7) 男女別人数

(平成 23 年度)

男性	女性	計
9	6	15

#### (イ) 年齢別人数

(平成 23 年度)

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
1	4	4	2	3	1	0	15

## エ 肝炎核酸アナログ治療受給者の状況（更新）

### (7) 男女別人数

（平成 23 年度）

男性	女性	計
38	19	57

### (イ) 年齢別人数

（平成 23 年度）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
1	5	14	23	12	2	0	57

## 5 難病在宅ケア事業

保健、医療及び福祉の各関係機関が相互に連携し、特定疾患患者に適切なサービスを提供できるように支援体制の整備をはかります。

### (1) 鈴鹿地域特定疾患地域ケア会議の開催

地域住民に対して疾患の理解と早期発見・早期治療のために普及啓発を行い、地域に根ざしたネットワークを構築します。平成 23 年度は特に難病患者の災害時対策について話し合い、今後、具体策を検討していく予定です。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿病院、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、訪問看護ステーション、鈴鹿亀山地区広域連合、地域包括支援センター、三重県難病医療連絡協議会、三重県難病相談支援センター等

開催日・場所	議題
平成 24 年 2 月 23 日(木) 鈴鹿庁舎 4 階 41 会議室	1. 管内における特定疾患医療受給者の状況 2. 難病対策事業実施状況の報告 3. 三重県における難病対策について報告 4. 難病医療連絡協議会活動報告 5. 三重県難病相談支援センター活動報告 6. 災害時対策について 7. 意見交換

### (2) 医療相談事業

医療・療養生活・リハビリ・栄養等について、気軽に相談できる場を提供しています。

科目	回数	相談者数
神経・筋系	1	15

### (3) 患者・家族交流会への支援

患者及び家族が、集いを通じて病気の知識を深め QOL を高めながら意欲的な療養生活を送れることを目的として開催されている患者・家族交流会を効果的に運営できるよう支援します。

開催回数	12
------	----

#### (4) 相談及び家庭訪問数

難病患者やその家族が抱える日常生活及び療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数 (件)
面接による相談件数	1,591
電話による相談件数	随時
家庭訪問件数	23

#### (5) 人材育成

パーキンソン病、脊髄小脳変性症、ALS等の神経難病患者やその家族の多様かつ個別のニーズに応え在宅支援を支えていくためには、専門職の支援が必要です。その支援に携わる保健、医療及び福祉関係職員等の資質の向上を目的として医療福祉従事者研修を行いました。

実施日・場所	内容	参加人数
平成 23 年 6 月 15 日 (水)  独立行政法人 国立病院機構 鈴鹿病院	講義①「神経難病とは？」 鈴鹿病院 院長小長谷正明氏 講義②「神経・筋原性疾患の歩行と嚥下障害に対するのリハビリテーション」 鈴鹿病院 運動療法主任(理学療法士) 白石弘樹氏 講義③「神経難病患者の看護」 鈴鹿病院 神経難病病棟師長 西治世氏 看護の実際の見学(人工呼吸器管理・経管栄養・コミュニケーションツールなど) 中央病棟の見学 ディスカッション「病院と地域との連携について」	合計 19 人 (内訳) 介護支援専門員 12 人 介護士 1 人 看護師 4 人 保健師 1 人 栄養士 1 人
平成 23 年 11 月 2 日 (水)  独立行政法人 国立病院機構 鈴鹿病院	同上	合計 12 人 (内訳) 介護支援専門員 5 人 看護師 1 人 保健師 6 人

在宅療養に関わる医療及び福祉関係職員等を対象に医療福祉従事者研修を開催した。

## 134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

### 13401 薬物乱用防止対策の推進（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。
2. 薬物乱用の未然防止をはかるため、街頭における啓発活動等を実施します。
3. 医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬及び向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

#### 1 不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止及び自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

##### （1） 県民参加で実現する“けしのクリーンアップ”運動

関係機関及び薬物乱用防止指導員、市、自治会等の民間団体の協力を得て、不正大麻・けしについて広く県民に正しい知識の普及と自生けし等の除去を行います。

運動期間	除去活動協力団体	活動回数・除去本数
平成 23 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日	鈴鹿市保護司会 亀山市保護司会 鈴鹿地区薬剤師会 ロータリークラブ ライオンズクラブ 他	活動回数 7 回 除去本数 23,797 本 内訳 セティゲルム種 23,797 本



#### 2 薬物乱用防止対策

覚せい剤、麻薬、大麻、シンナーなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

##### （1） 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚をはかります。

（キャンペーン期間：毎年 6 月 20 日から 7 月 19 日まで）

### ア 街頭キャンペーンの実施

鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実施日	実施場所	実施内容
平成 23 年 7 月 1 日（金）	J R 亀山駅、井田川駅、関駅、亀山エコー等	若年層に啓発資材の配布
平成 23 年 7 月 3 日（日）	イオンモール鈴鹿、アピタ鈴鹿店、鈴鹿ハンター	若年層に啓発資材の配布

### (2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施

麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く県民に周知させ、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶をはかります。

（運動期間：毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日まで）

#### ア ポスター等による啓発活動の実施

厚生労働省及び三重県が募集した作品の中で入選作品を掲示します。

実施期間・場所	実施内容
平成 23 年 10 月 1 日～11 月 30 日 鈴鹿市役所、鈴鹿市役所地区市民センター、鈴鹿市立公民館、イオンモール鈴鹿、鈴鹿ハンター、イオン白子店	「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」ポスターの掲示
平成 23 年 10 月 13 日～10 月 18 日 イオンモール鈴鹿	「薬物乱用防止」入賞ポスターの展示
平成 23 年 12 月 20 日～平成 24 年 1 月 10 日 鈴鹿ハンター	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示
平成 24 年 2 月 3 日～2 月 6 日 亀山エコー	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示

### 3 麻薬等関係施設等

施設等	計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
麻薬製造業者	1	1	0	1	
麻薬輸入業者	1	1	0	0	
麻薬小売業者	58	50	8	27	
麻薬診療施設	病院	11	8	3	22
	診療所	54	46	8	3
	家畜診療所	16	13	3	1
麻薬研究者	2	2	0	1	
覚せい剤製造業者	1	1	0	1	
覚せい剤研究者	2	2	0	1	
覚せい剤原料研究者	0	0	0	0	
覚せい剤原料取扱者	5	5	0	2	
計	151	129	22	59	

## 13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（担当課：衛生指導課）

### 主な取組内容

1. 薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかります。
2. 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。
3. 「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進をはかり県内で必要な血液を確保します。

### 1 薬事

薬事法、毒物及び劇物取締法等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

#### (1) 薬事関係施設数

施設名		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
薬局		91	75	16	55	
薬局医薬品製造業		6	6	0	2	
薬局医薬品製造販売業		6	6	0	2	
医薬品	一般販売業	0	0	0	1	
	店舗販売業	27	21	6	16	
	卸売販売業	12	10	2	6	
	薬種商販売業	5	5	0	10	
	特例販売業	2	0	2	1	
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	65	52	13	30
		管理医療機器	454	365	89	96
	賃貸業	高度管理医療機器等	17	14	3	5
		管理医療機器	21	20	1	6
毒物劇物	製造業		4	2	2	2
	販売業	一般	67	54	13	27
		農薬用品目	45	32	13	0
		特定品目	4	4	0	0
	要届出業務上取扱者		4	3	1	3
計		830	669	161	262	

### 2 献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血による安全性向上の面から、400ml 献血の推進をはかります。

また、少子高齢化の進行により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若者層へ普及啓発に取り組みます。

#### (1) 「愛の血液助け合い運動」街頭ページの実施

実施日・場所	実施内容	申込者数	献血者数
平成 23 年 7 月 3 日（日） 亀山エコー	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー	65	42

平成 23 年 7 月 24 日 (日) イオンモール鈴鹿	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー (ミニコンサート等)	155	123
----------------------------------	-------------------------------------	-----	-----

## (2) 献血キャンペーンの開催

開催日・場所	申込者数	献血者数
平成 23 年 12 月 23 日 (金) イオンモール鈴鹿	68	44
平成 24 年 1 月 8 日 (日) イオンモール鈴鹿	76	54
平成 24 年 2 月 5 日 (日) イオンモール鈴鹿	78	69
平成 24 年 3 月 11 日 (日) イオンモール鈴鹿	88	63

## (3) 移動採血車による献血者数

	400ml 献血
鈴鹿市	5,421
亀山市	904
計	6,325

## (4) 管内高等学校等の訪問数

訪問数	8
-----	---

### 13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (担当課: 衛生指導課)

#### 主な取組内容

- 生活衛生関係事業者に対し衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めます。
- 理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

#### 1 生活衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して衛生水準の維持向上をはかるため、施設の監視指導を行います。

#### (1) 生活衛生関係営業施設・調査監視数

施設名	施設数	調査監視件数
理容所	251	28
美容所	403	42
クリーニング所	工場	59
	取次所	264
旅館	101	21
公衆浴場	普通浴場	2
	普通浴場以外	24
興行場	6	1
計	1,110	107

## 13404 人と動物との共生環境づくり（担当課：衛生指導課）

### 主な取組内容

1. 狂犬病予防のために野犬の捕獲を行います。
2. 動物愛護についての普及啓発のために動物愛護ポスター展等を実施します。
3. 動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むことや犬による危害を防止するため、小学生、幼稚園児、保育園児を対象に「犬との接し方教室」を実施します。
4. 保健福祉事務所で引取った子犬を適正飼養ができる飼い主へ譲渡し、生存の機会を設けるため、「動物飼う前教室」を開催します。
5. 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業登録手続きを実施します。

### 1 狂犬病予防

狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬の捕獲、犬の放し飼い防止の指導、飼えなくなった犬や猫の引き取りを行います。

#### （1）畜犬捕獲等業務、咬傷犬届及び猫收容数

犬捕獲等業務				咬傷犬 (届出数)	猫收容頭数
犬捕獲頭数	犬引取頭数	犬返還頭数	犬処分頭数		
73	48	39	84	10	362

#### （2）特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物は、動物の愛護及び管理に関する法律により許可が必要となります。

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

飼育場所	種類	数	目的
鈴鹿市	ニホンザル	1 匹	展示
鈴鹿市	ボアコンストリクター（ヘビ）	1 匹	愛がん
亀山市	ニホンザル	1 匹	その他

#### （3）犬・猫の飼育に関する苦情受付件数

計	放し飼い	迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等)	野犬捕獲依頼	失踪紹介に 関すること	譲渡に関 すること	飼育動物の 引取り依頼	その他
1,948	38	142	123	650	132	132	731

### 2 動物愛護

毎年、9 月 20 日から 26 日に定められている動物愛護週間の行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品を展示します。

#### （1）動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	2,931	2,854	77
中学校	285	285	0

## (2) 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

展示期間	会場
平成 23 年 9 月 28 日 (水) ~ 10 月 3 日 (月)	鈴鹿ハンター

### 3 犬との接し方教室

三重県動物愛護管理推進計画に基づき、犬とはどのような動物であるかを体験してもらうことにより、正しい理解のもとに動物愛護意識を高揚させること、また、犬による危害の被害者が減少することを目的に開催しています。

#### (1) 開催状況

会場	開催数	参加者数
小学校	1	115
幼稚園	0	0
保育園	0	0

### 4 動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要となります。

#### (1) 登録状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示
登録数	64	32	1	5	5

## 141 介護基盤整備などの高齢者保健福祉の充実

### 14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（担当課：企画福祉課）

#### 主な取組内容

1. 介護保険者への指導及び支援、介護サービス事業者等への指導及び支援、認定審査会委員現任研修の実施、介護保険審査会での要介護認定に係る不服申し立ての審査を行います。

#### 1 介護保険制度

介護保険制度とは、

- ア) 老後に安心して介護サービスが受けられるように、高齢者を社会全体で支える仕組みをつくる
- イ) 介護サービスを医療、保健、福祉の立場で総合的に提供する
- ウ) 介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする制度のことです。

#### (1) 介護保険実施主体

鈴鹿亀山地区広域連合（平成 11 年 6 月 1 日設立）

#### (2) 指定居宅・施設介護支援事業者数

（平成 24 年 8 月 1 日現在）

	事業者数	定員(床数)
指定居宅介護支援事業者	70	—
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	12	718
介護老人保健施設（老人保健施設）	5	600
介護療養型医療施設（療養型病床群）	3	241

#### (3) 介護保険認定審査会委員現任研修の開催

幅広い知識と実践方法を習得することによる資質向上を目的に実施します。

開催日・場所	内容	参加者数
平成 24 年 2 月 24 日（金） 鈴鹿庁舎 4 階 46 会議室	講演：要介護認定・要支援認定における見方・考え方 講師：愛知県要介護認定等適正化会議委員 三平 隆 氏	47 人

#### (4) 介護保険審査会への審査請求件数

要介護認定に対して審査請求があった場合は、介護保険審査会の公益代表委員 3 名からなる合議体において審理し、裁決します。

審査請求件数	2
--------	---

## 142 障がい者の自立と共生

### 14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（担当課：企画福祉課）

#### 主な取組内容

1. 障がいのある人が地域で利用する日中活動系サービスの施設整備を促進します。
2. 障がい福祉サービス事業者が障害者自立支援法に基づく新体系に円滑に移行できるように支援します。
3. 精神保健福祉に携わるボランティアの育成に取り組みます。

#### 1. 指定障害福祉サービス事業所等設置数

（障害者自立支援法に基づくもの・サービス種類設置数）（平成24年4月1日現在）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
居宅介護	30	28	2
重度訪問介護	23	22	1
同行援護	9	9	0
行動援護	1	1	0
療養介護	2	2	0
生活介護	10	7	3
宿泊型自立訓練	1	1	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
就労施行支援	2	2	0
就労継続支援A	2	2	0
就労継続支援B	13	11	2
グループホーム・ケアホーム一体型	6	5	1
施設入所支援	4	4	0
一般相談支援	5	5	0
特定相談支援	7	7	0
障害児相談支援	6	6	0

#### 2. 障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数

（児童福祉法に基づくもの・サービス種類設置数）（平成24年4月1日現在）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
児童発達支援	3	3	0
放課後デイサービス	3	3	0
保育所等訪問支援	1	1	0
医療型障害児入所施設	1	1	0

### 14204 精神障がい者の保健医療の確保（主担当：地域保健課）

#### 主な取組内容

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる相談を訪問、所内面接、電話等により支援します。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発をはかるとともに、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費（精神通院）の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

## 1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

種々の精神保健福祉に関する悩みを持って来所した人や電話相談に対して、医師・保健師等が相談に応じます。また、本人、家族及び主治医等から依頼があった場合、必要に応じて家庭訪問等による相談を行います。

### 精神保健福祉相談及び訪問指導

	計	電話相談	面接	家庭訪問
相談延べ件数	974	672	145 (27)	157

\* ( )は、こころの健康相談：奇数月原則第1木曜日 13:30～15:30

## 2 精神障がい者地域生活支援事業

精神障がい者やひきこもり者を支える関係機関の職員及びその家族が、精神疾患についての知識や理解を深めると共に、お互いの交流をはかり、日頃の悩みを話し合いながら支え合う体制づくりを構築するとともに家族会の活性化及び機能強化をはかります。

### (1) 家族支援

#### ア 精神障がい者家族会支援

開催回数	内容	参加者数
奇数月：第2木曜日 (鈴鹿保健福祉事務所)、 偶数月：第3水曜日 (ジェイエイみえ会) 年12回	1. 家族会会員同士の交流 2. 施設見学 3. 他地域家族会との交流 4. 甲州・東海ブロック家族会 精神保健福祉促進研修会への参加 5. リラクゼーション体験 6. 当事者の体験談を聞く	管内の家族 延べ64人

#### イ ひきこもり家族交流会の開催

開催回数	内容	対象・参加者数
偶数月：第1木曜日 年6回	1. 家族同士の交流 2. ボランティアの体験談を聞く 3. 視察研修 平成23年10月6日(木) 視察先：知多市社会福祉協議会 4. 研修会 平成24年2月2日(木) テーマ：わが子のひきこもり ～親としてできること～ 講師：三重県立看護大学 講師 船越明子 氏	管内及び北勢 地域の家族 延べ50人

### (2) 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

地域移行支援（地域づくり）を通して、鈴鹿地域の精神保健福祉の連携を深めます。

構成員：管内精神科医療機関、就労継続支援事業所、障害者総合支援センターあい、ジェイエイみえ会、三重障害者職業センター、家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市、管内市社会福祉協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署

開催日・場所	内 容	出席者数
平成 23 年 5 月 12 日 (木) 県鈴鹿庁舎	第 1 回委員会 ・平成 22 年度実績および平成 23 年度計画について ・各所属からの情報提供 (津保護観察所、こころの健康センター 他)	16 人
平成 23 年 7 月 27 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 1 回担当者部会 ・研修会 テーマ：発達障害者への理解とその対応 講 師：県立こども心療センター あすなろ学園 園長 西田寿美 氏	44 人
平成 23 年 9 月 28 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 2 回担当者部会 ・研修会 テーマ：交流分析を使ってみよう！ 講 師：三重大学医学部看護学科 教授 浦川加代子 氏	30 人
平成 23 年 11 月 16 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 3 回担当者部会 ・事例検討会 ※事例 1 祖父母に育てられたひきこもり青年の就労支援について 提供者：亀山市青少年総合支援センター 支援員 平田光弘 氏、森由紀子 氏 ※事例 2 ひきこもりの本人と家族への支援 提供者：鈴鹿市健康づくり課 保健師 柏森由起子 氏 アドバイザー：こころの健康センター 三上政和 氏	20 人
平成 24 年 3 月 8 日 (木) 県鈴鹿庁舎	第 2 回委員会 ・第 1 部 連絡会 平成 23 年度実績および平成 24 年度計画 精神障がい者アウトリーチ推進モデル事業 ・第 2 部 研修会 テーマ：四日市市の教育と連携した早期支援・早期介入の取り組みについて 講 師：ささがわ通り心・身クリニック 精神保健福祉士 宮越裕治 氏	15 人  24 人

### (3) 市及び関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的にすすめるために市及び関係団体に情報提供や技術的協力などを支援します。

## ア ケース（事例）会議

参加回数	内容	参加者
4回	処遇困難ケースについてケース及び家族にかかわる支援体制等の検討	鈴鹿市、亀山市、鈴鹿厚生病院、鈴鹿警察 他ケースにかかわる関係者

## イ 自立支援協議会精神部会・地域移行推進協議会への参加

参加回数	内容	参加者
7回	個別支援事例を通して地域課題を抽出し、地域自立支援協議会へ課題を提言する	管内精神保健福祉関係機関、団体の担当者

## ウ 自立支援協議会就労部会・就労担当者会への参加

参加回数	内容	参加者
2回	障がい者雇用の促進への取り組み	管内精神保健福祉関係機関、団体の就労担当者

## エ 関係職員研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成23年6月4日(土) 四日市庁舎	SST 応用講座 講師：こころの医療センター 榊原規之 先生	11人
平成23年10月1日(土) 四日市庁舎	SST 応用講座 講師：こころの医療センター 榊原規之 先生	4人
平成24年2月4日(土) 四日市庁舎	SST 応用講座 講師：こころの医療センター 榊原規之 先生	6人

## 3 通院患者リハビリテーション事業

通院治療中の精神障がい者が、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養をはかるため、一定期間事業所で社会適応訓練を受けることにより、再発防止と社会的自立を促進します。

### (1) 管内の登録事業所 8事業所

事業所名	住所	利用者数
(有) ベルクリーン	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	4
(株) 丸加運輸	鈴鹿市須賀町 753-2	0
(株) マルマツナーセリー	鈴鹿市下大久保町 755	0
(株) ALIVE	鈴鹿市江島本町 27-22	0
(株) エビス・カンパニー	鈴鹿市算所 2-6-17	0
(株) 大地の耕作人	鈴鹿市道伯町 2512	0
グリーンクラフト (内田農園)	亀山市能褒野町 43-3	2
イシイナーセリー	鈴鹿市住吉 4-14-34	0

#### 4 精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医で受診させ、その結果に基づいて医療及び保護を行います。

##### (1) 精神保健措置事業

###### ア 精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区 分	件数	うち診察件数	うち入院措置件数
法第 23 条申請（診察及び保護の申請）	0	0	0
法第 24 条通報（警察官の通報）	19	12	8
法第 26 条の 2 届出（精神科病院管理者の届出）	0	0	0
計	19	12	8

###### イ 措置入院患者数

	計	男	女
新規措置患者数	8	7	1
措置解除患者数	6	5	1
措置継続患者数	3	3	0

##### (2) 精神障がい者通院医療費負担事業（自立支援医療）

精神障がい者の適正な医療の普及と社会復帰の促進を目的として、通院治療に要する医療費の一部を負担します。（有効期間：1年間）

###### ア 受給者証の交付者数

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	3,191	2,700	491

##### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策を講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進をはかります。（有効期間：2年間）

###### ア 精神障害者保健福祉手帳所持状況

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

交付者数		計	鈴鹿市	亀山市
障害等級	1 級	110	95	15
	2 級	654	544	110
	3 級	215	180	35
計		979	819	160

## 143 支え合いの福祉社会づくり

### 14306 戦傷病者等の支援（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。

#### 1 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者の健康管理のため、毎年2回の定期健康診断及び希望者に対してがん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

#### (1) 被爆者健康手帳所持者（平成24年3月31日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	52	47	5

#### (2) 被爆者健康診断受診状況

##### ア 定期健康診断受診者数

	検診期間	受診者数
第1回	平成23年 5月16日（月）～7月15日（金）	31
第2回	平成23年 11月1日（火）～12月28日（水）	29

##### イ 希望者健康診断者数

希望者数	0
------	---

##### ウ がん検診受診者数

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	0	1	1	1	2	0

#### (3) 各種手当受給状況（平成24年3月31日現在）

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	2
健康管理手当	34
保健手当（一般）	3
保健手当（増額）	0
介護手当	0
家族介護手当	3
葬祭料	1

\* 葬祭料については、平成23年度支払い件数

## 第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

### 232 子育て支援策の推進

#### 23202 母子保健対策の推進（主担当：地域保健課）

##### 主な取組内容

1. 妊娠から出産、乳幼児期における子育て環境を整え、育児支援をします。
2. 関係機関と協働し、身体や家庭環境及び社会環境に関して不利な条件を持つ児の養育支援等を行うことで、虐待予防に視点をおいた育児支援をします。
3. 未熟児を対象とした養育医療や育成医療、小児慢性特定疾患の治療を必要とする児童に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。
4. 特定不妊治療に関する費用の一部助成を行い、経済的負担を軽減します。

#### 1 健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる支援づくりをめざします。

##### (1) 地域における子育て支援

少子化社会の進む中で、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。このような保護者への支援は虐待の発生予防にもつながることから、周産期から市・関係機関と協働で支援し、子育てに対しての不安軽減をはかります。

#### ア 個別支援

未熟児等、病院から退院連絡票で依頼のあった児及び関係機関から依頼のあった親子を対象に家庭訪問等で個別に支援します。

内容	延べ件数
家庭訪問	202
面接	7
電話相談	60

#### イ 関係機関との連絡調整

個別保健指導の一貫として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議を開催します。

開催回数	参加機関
17	鈴鹿市、亀山市、児童相談所、民生委員、女性相談所、警察、教育関係機関、医師会、鈴鹿保健福祉事務所

#### ウ 市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進をはかるため関係機関と支援体制について検討会議を開催します。

開催回数	参加機関
10	鈴鹿市、亀山市、児童相談所、女性相談所、警察、司法関係機関、医師会、助産師会、人権擁護委員、民生委員、教育機関、救急消防機関、鈴鹿保健福祉事務所

## 2 医療給付の状況

子どもを持つ親やこれから親になろうとする人の経済的な負担の軽減をはかります。

### (1) 育成医療

身体に障がいのある児童に対して、日常生活能力を得るために必要な医療の給付を行い、児童の健全な育成をはかります。

疾患別給付件数	計	鈴鹿市	亀山市
肢体不自由	16	11	5
視覚障害	14	11	3
聴覚・平行機能障害	12	9	3
音声・言語咀嚼機能障害	50	41	9
心臓障害	30	19	11
腎臓障害	1	0	1
その他の内臓障害	35	28	7
免疫機能障害	0	0	0
小腸機能障害	0	0	0
肝機能障害	0	0	0
計	158	119	39

### (2) 養育医療

出生体重が 2,000g 以下、あるいは生活力が特に希薄で医師が入院養育の必要を認めた未熟児に対して行います。

	計	鈴鹿市	亀山市
申請件数	49	33	16
承認件数	49	33	16

### (3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち特定の疾患は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行い、経済的負担を軽減します。

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

疾病区分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	48	39	9
慢性腎疾患	12	11	1
慢性呼吸器疾患	8	7	1
慢性心疾患	41	34	7
内分泌疾患	107	84	23
膠原病	9	8	1
糖尿病	19	16	3
先天性代謝異常	7	6	1
血友病等血液疾患	9	8	1
神経・筋疾患	12	9	3
慢性消化器疾患	8	5	3
計	280	227	53

#### (4) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減をはかります。

	21年度	22年度	23年度
鈴鹿市	216件(145組)	247件(236組)	312件(302組)
亀山市	50件(31組)	54件(54組)	70件(68組)
計	266件(176組)	301件(290組)	382件(370組)

### 3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的とする母体保護法に基づき届出が必要となります。

#### (1) 不妊手術届出数(法第3条及び法第25条に基づく届出)

		計	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳以上	不詳
法第3条第1項	第1号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (2) 人工妊娠中絶(法第14条及び法第25条に基づく届出) (年齢別・在胎週別届出数)

	計	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳以上	不詳
計	378	4	1	5	13	12	11	66	73	78	86	28	1	0	0
満7週以前	206	1	1	4	3	9	2	36	43	44	47	16	0	0	0
8週～11週	155	3	0	1	10	3	8	28	26	29	35	11	1	0	0
12週～15週	10	0	0	0	0	0	1	2	4	1	1	1	0	0	0
16週～19週	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0
20週～21週	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### Ⅲ 経営品質活動の取り組み

行政運営を“経営”と捉え、継続的に改善・改革を進めることで行政経営の質を高めながら、県民の皆さんから見て価値の高い行政サービスを提供するために活動します。

#### 1 鈴鹿保健福祉事務所組織力向上委員会の開催について

所の経営の質を高めるため、組織の問題点（気づき）をアセスメントし、それらの改善を目的として開催します。

構成員：保健衛生室長、企画福祉課（2名）、地域保健課（1名）、健康増進課（1名）、衛生指導課（1名） 計6名

回数	開催日	内容
第1回	平成23年4月27日（金）	1. 平成22年度の取り組み内容について 2. 平成23年度の委員会の協議内容について
第2回	平成23年5月20日（金）	1. 平成23年度の職場環境目標について（検討） 2. 事務所対応マニュアルの見直しについて（検討）
第3回	平成23年6月17日（金）	1. 平成23年度職場環境目標について（決定） 2. 「事務所対応マニュアル」について（見直し）
第4回	平成23年6月28日（月）	1. 「事務所対応マニュアル」について（修正確認）
第5回	平成23年7月15日（金）	1. 15分勉強会について 2. 職場巡視について
第6回	平成23年8月25日（木）	1. 15分勉強会の実施方針の決定について 2. ISO 14001(環境)職場内研修について
第7回	平成23年9月16日（金）	1. 危機事例テーブル訓練について
第8回	平成23年10月21日（金）	1. ISO 14001の見直しによる所属環境目標の再設定について 2. 危機事例テーブル訓練の実施報告及び内容の確認について
第9回	平成23年11月18日（金）	1. 所内決め事「鈴鹿保健福祉事務所に赴任された方へ」の検討について
第10回	平成23年12月16日（金）	1. 所内で生じた危機事例について（事例検討）
第11回	平成24年1月20日（金）	1. 所内で生じた危機事例の協議のまとめ及び確認について
第12回	平成24年2月17日（金）	1. ISO 14001 平成23年度の所属環境目標の達成等の検証及び平成24年度の環境目標について
第13回	平成24年3月16日（金）	1. 平成23年度「組織力向上委員会のとりくみ」の振り返りについて 2. 「鈴鹿保健福祉事務所対応マニュアル」の利用等の状況について

## (参考)「みえ県民カビジョン」の政策体系一覧(16の政策と56の施策)

(※)の施策について鈴鹿保健福祉事務所で実績があります。

### 第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

#### (政策) 1 危機管理

- (施策) 111 防災・減災対策の推進 (※)
- 112 治山・治水・海岸保全の推進
- 113 食の安全・安心の確保 (※)
- 114 感染症の予防と体制の整備 (※)

#### (政策) 2 命を守る

- (施策) 121 医師確保と医療体制の整備 (※)
- 122 がん対策の推進
- 123 こころと身体健康対策の推進 (※)

#### (政策) 3 暮らしを守る

- (施策) 131 犯罪に強いまちづくり
- 132 交通安全のまちづくり
- 133 消費生活の安全の確保
- 134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保 (※)

#### (政策) 4 共生の福祉社会

- (施策) 141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実 (※)
- 142 障がい者の自立と共生 (※)
- 143 支え合いの福祉社会づくり (※)

#### (政策) 5 環境を守る持続可能な社会

- (施策) 151 地球温暖化対策の推進
- 152 廃棄物総合対策の推進
- 153 自然環境の保全と活用
- 154 大気・水環境の保全

### 第2節「創る」～人と地球の夢や希望を実感できるために～

#### (政策) 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

- (施策) 211 人権が尊重される社会づくり
- 212 男女共同参画の社会づくり
- 213 多文化共生社会づくり
- 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり

#### (政策) 2 教育の充実

- (施策) 221 学力の向上
- 222 地域に開かれた学校づくり
- 223 特別支援教育の充実
- 224 学校における防災教育・防災対策の推進

#### (政策) 3 子どもの育ちと子育て

- (施策) 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
- 232 子育て支援策の推進 (※)
- 233 児童虐待の防止と社会的養護の推進

#### (政策) 4 スポーツの推進

- (施策) 241 学校スポーツと地域スポーツの推進
- 242 競技スポーツの推進

(政策) 5 地域との連携

- (施策) 251 南部地域の活性化
- 252 東紀州地域の活性化
- 253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
- 254 農山漁村の振興
- 255 市町との連携による地域活性化

(政策) 6 文化と学び

- (施策) 261 文化の振興
- 262 生涯学習の振興

第3節「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

(政策) 1 農林水産業

- (施策) 311 農林水産業のイノベーションの促進
- 312 農業の振興
- 313 林業の振興と森林づくり
- 314 水産業の振興

(政策) 2 強じんて多様な産業

- (施策) 321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
- 322 ものづくり三重の推進
- 323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
- 324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
- 325 新しいエネルギー社会の構築

(政策) 3 雇用の確保

- (施策) 331 雇用への支援と職業能力開発
- 332 働き続けることができる環境づくり

(政策) 4 世界に開かれた三重

- (施策) 341 三重県営業本部の展開
- 342 観光産業の振興
- 343 国際戦略の推進

(政策) 5 安心と活力を生み出す基盤

- (施策) 351 道路網・港湾整備の推進
- 352 公共交通網の整備
- 353 快適な住まいまちづくり
- 354 水資源の確保と土地の計画的な利用

## 沿革

昭和 12 年 (1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年 (1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年 (1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所 (鈴鹿市役所内) 駐在
昭和 22 年 (1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年 (1947 年)	9 月	改正保健所法 (法律第 101 号) 公布
昭和 23 年 (1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業 (株) 内に設置
昭和 23 年 (1948 年)	11 月	課制施行 (庁釧第 550 号)
昭和 23 年 (1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年 (1949 年)	10 月	優生保護相談所併設 (県告示第 587 号)
昭和 25 年 (1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年 (1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年 (1960 年)	8 月	次長制実施 (県規則第 65 号)
昭和 43 年 (1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築 名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年 (1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年 (1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年 (1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年 (1992 年)	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター (亀山市亀田町) 内に移転
平成 5 年 (1993 年)	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保 健係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年 (1994 年)	6 月	地域保健法制定 (保健所機能の強化)
平成 9 年 (1997 年)	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年 (1997 年)	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保 健課を新設
平成 10 年 (1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置 (併置 機関三重県鈴鹿保健所) し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉 保健グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年 (2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チ ーム及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生 活支援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グル ープ、健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年 (2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福 祉相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年 (2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年 (2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及 び保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グル ープを、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グ ループを配置
平成 18 年 (2006 年)	4 月	県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。 三重県鈴鹿保健福祉事務所 (併置機関三重県鈴鹿保健所) に保健衛生室を 設置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置

## 付録

### 主な鈴鹿保健福祉事務所関係法令の制定・改正の流れ

明治30年(1897年)	伝染病予防法制定
明治33年(1900年)	精神病者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治40年(1907年)	らい予防法制定
大正8年(1919年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和12年(1937年)	(旧) 保健所法制定
昭和21年(1946年)	日本国憲法公布
昭和22年(1947年)	(新) 保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和23年(1948年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和24年(1949年)	身体障害者福祉法制定
昭和25年(1950年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和26年(1951年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和27年(1952年)	栄養改善法制定
昭和28年(1953年)	(新) らい予防法制定
昭和35年(1960年)	薬剤師法、薬事法制定 精神薄弱者福祉法制定
昭和38年(1963年)	老人福祉法制定
昭和39年(1964年)	母子福祉法制定
昭和40年(1965年)	母子保健法制定、精神衛生法改正（通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加）
昭和45年(1970年)	心身障害者対策法制定
昭和48年(1973年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和54年(1979年)	薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化）
昭和56年(1981年)	母子福祉法改正（「母子及び寡婦福祉法」に改称）
昭和60年(1985年)	第1次医療法改正（都道府県医療計画制度の導入）
昭和62年(1987年)	精神衛生法改正（「精神保健法」に改称）
平成元年(1989年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成4年(1992年)	第2次医療法改正（医療提供の理念規定の整備等）
平成5年(1993年)	心身障害者対策法改正（「障害者基本法」に改称）
平成6年(1994年)	地域保健法制定（保健所機能の強化）、関係法律整備（保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正）
平成7年(1995年)	精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）
平成8年(1996年)	らい予防法廃止 薬事法改正（治験、承認審査の充実強化）
平成9年(1997年)	地域保健法全面施行
平成9年(1997年)	介護保険法制定 第3次医療法改正（医療提供に当たって患者への説明と理解等）
平成10年(1998年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）制定

平成11年(1999年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成12年(2000年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第4次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成13年(2001年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成14年(2002年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成15年(2003年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成16年(2004年)	発達障害者支援法制定
平成17年(2005年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
平成18年(2006年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成19年(2007年)	第5次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成20年(2008年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）
平成23年(2011年)	母子保健法改正
平成24年(2012年)	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定

編集担当：企画福祉課

## 保健福祉事務所年報

平成 24 年 12 月発行

三重県鈴鹿保健福祉事務所

〒513-0809 鈴鹿市西条 5 丁目 117

電話 (059) 382-8671 (代表)

FAX (059) 382-7958